
出席議員（18名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
13番	佐藤 輝雄	君	14番	星 吉郎	君
15番	加藤 克明	君	16番	大沼 惇義	君
17番	白内 恵美子	君	18番	我妻 弘国	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂	君
副 町 長	小泉 清一	君
会 計 管 理 者	小林 功	君
総 務 課 長	村上 正広	君
企 画 財 政 課 長	水戸 敏見	君
まちづくり推進課長	菅野 敏明	君
税 務 課 長	永井 裕	君
町民環境課長	吾妻 良信	君
健康福祉課長	大宮 正博	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
地域産業振興課長併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君
都市建設課長	佐藤 輝夫	君
上下水道課長	大久保 政一	君

槻木事務所長	高橋礼子	君
危機管理監	佐藤富男	君
地域再生対策監	大場勝郎	君
公共工事管理監	小野宏一	君
税収納対策監	武山昭彦	君
長寿社会対策監	平間忠一	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	小池洋一	君
生涯学習課長	丹野信夫	君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松 崎 守
主 査	太 田 健 博

議 事 日 程 (第3号)

平成21年6月9日(火曜日) 午前10時 開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

平 間 奈緒美
佐々木 裕 子
高 橋 たい子
水 戸 義 裕
広 沢 真

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において7番広沢 真君、8番有賀光子さんを指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（我妻弘国君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

1番平間奈緒美さん、直ちに質問席において質問してください。

〔1番 平間奈緒美君 登壇〕

○1番（平間奈緒美君） おはようございます。1番平間奈緒美です。

子育て世代の声を議会に届けますと、町民の代弁者として今この場に立たせていただき、責任の重さを改めて感じております。安心して子育てができる、そして子育てしやすいまちづくりを目指して4年間頑張っていきます。何分初めてのことですので、つたない質問になるかと思いますが、ご答弁お願いいたします。

それでは、質問いたします。

質問1、子育てしやすい環境を。

まちの子育て支援事業の中に、ゆとりの育児支援事業として特定保育サービス、一時保育サービスがあります。保護者の就労形態の多様化や、緊急事態などの保育需要を対応するため、そして現在は船岡保育所、西船迫保育所の2カ所で実施しています。しかし、利用者側からは

不便だという声を聞いております。昨今、核家族化が進んでいく中、今、子育て中のお母さん方にとって、いざというときに安心して子供を預かってもらえる場所の提供は必要だと思います。

そこで、質問いたします。

1番、現在、船岡保育所、西船迫保育所で行っている特定保育サービス、一時保育サービスの利用状況を教えてください。

2番、実際に利用者の声は不便だということを聞いております。ぜひ町の考えをお聞かせください。

3番、保育所で行っている一時保育については、保育ママ制度を活用し、民間に任せてはどうですか。

4番、ホームページ上の活用は考えていますか。例えば、名取市のようにホームページ上でも申請書類をとることができるかと少しでも利用しやすくなるのではないのでしょうか。

質問事項2番、**船岡中学校体育館の避難所としてあり方**についてお聞きいたします。

船岡中学校の体育館は、今年度設計、来年度着工予定となっております。体育館は学校教育の場としてだけでなく、地域住民の防災施設、スポーツ施設としても重要な役割を担っています。子供たちの教育環境の場として、町の公施設として、そして今後来るであろう宮城県沖地震に備え、防災対策の設備としての考えはありますでしょうか。

以上、2項目について質問いたします。ご答弁お願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 平間奈緒美議員、大綱2点ございました。まず、子育てしやすい環境をということで、4点ほどございます。順次お答えいたします。

まず1点目、特定保育サービス、一時保育サービスの利用状況についてでございます。

平成21年5月末現在における船岡保育所での特定保育サービスの利用者は延べ147人で、1日平均3.8人、一時保育サービスの利用者は延べ16人で、1日平均0.4人です。西船迫保育所での特定保育サービスの利用者は延べ100人で、1日平均2.6人、一時保育サービスの利用者は延べ5人で、1日平均0.1人の利用状況になっています。

なお、平成20年度は、船岡保育所の特定保育サービスの利用者は延べ1,095人で、1日平均4.5人、一時保育サービスの利用者は延べ143人で、1日平均0.6人でした。西船迫保育所の特定保育サービスの利用者は延べ807人で、1日平均3.3人、一時保育サービスの利用者は延べ74

人で、1日平均0.3人の利用状況でございました。

2点目、実際に利用者の声は非常に利用しにくいとあるが、町の考えはという点でございませぬ。

町では、利用している保護者の方々からは、「大変助かりました」などの声をかけていただいておりますが、利用者や利用申し込み者からの「利用しにくい」というご指摘やご意見は受けておりませんが、そうした声があれば、積極的に改善させていただきたいと思っております。

今後も、柴田町ゆりの育児支援事業実施要領に基づいた目的達成に向け、改善なども含めた検討をまいります。

3点目、保育ママ制度を活用し、一時保育は民間に任せてはどうかということでございます。

保育ママ制度は、待機児童の解消策の一つとして有効な事業であると認識しております。現在、町内においても既に民間団体のNPOや、個人グループの皆さんによる保育ママ事業が立ち上がり、民間による子育て支援の事業展開がスタートしております。町では、その方々と連携を図りながら、町民からの問い合わせに対し、それぞれの連絡先の案内などをしております。

今後は、保育ママ制度の周知活動に努めるとともに、保育ママ事業をしてくださる方々の把握に努め、利用希望者の皆さんにこたえてまいりたいと考えているところでございます。

あわせて、国庫補助事業の実施基準や、ガイドラインに基づいた補助事業の決定についても、事業実施者への説明とともに、県とも連携を密にして検討をまいります。

4点目、ホームページ上での申請書、書類の関係でございませぬが、町はホームページからの申請書類のダウンロードサービスを提供しているところでございます。子ども家庭課関係の申請様式につきましても、今年6月から掲載して、現在は利用できるようにいたしました。しかしながら、保育所や児童館での保育申し込みに当たっては、申請書をもってすべて完結することではなくて、利用していただくに当たっては、お子さんに適した保育環境を整えるため、保護者との面接を通してお子さんの家庭における生活状況や健康面など、聞き取り調査をする必要があることから、県南のほとんどの市町村でも事業の概要説明は掲載しておりますが、申請書様式は掲載していない状況でございませぬ。

大綱2点目、船岡中学校の体育館の避難所としてのあり方でございませぬ。

船岡中学校体育館は昭和45年に建設し、既に約40年を経過し、床材や体育設備にも老朽化が目立つようになりました。本年度は、設計委託費を予算計上しているところであり、現在の計画では平成22年4月の入学式後に建設に着手し、23年3月の卒業式前までには完成したいと考えております。体育館の面積は現在の体育館の大きさの約1.5倍、約1,500平米になる見込みで

ございます。

議員の質問のとおり、体育館は学校教育の場としてだけではなくて、地域住民の方々のスポーツ施設として、また災害時の第2次避難所としても大変重要な役割を担っているところでございます。

船岡中学校体育館の設計につきましては、校長や保護者、地域住民など教育関係者の方々のご意見をいただくとともに、議員ご質問にもありますように災害時の第2次避難場所としても大変重要な施設となることから、町の防災担当課である総務課、消防防災関係機関等と協議し、防災機能を備えた体育館としていく所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 平間奈緒美さん。再質問。

○1番（平間奈緒美君） では、まず保育所のことで聞きます。

今現在、三つ保育所あります。そこで待機児童の児童数は何名おりますでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 子ども家庭課。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） お答え申し上げます。

4月1日現在では13名となっております。3保育所合計で、柴田町のということです。

○議長（我妻弘国君） はい、どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） 実際その13名の待機児童がいるということなんですけれども、年齢とかいろいろ、保育所に行って実際聞いてきましたところ、その年齢によって多かたり余っていたり、あと以前町からいただいた資料には西船迫保育所、100%ではなくて、80何%の児童率だということでお聞きしているんですけれども、そういった方々には、ここの保育所がぁいっていますよとか、そういった説明とかはあるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 子ども家庭課。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 入所申し込みいただいた時点で、その年齢構成によって、子供さんのですね。それで、例えば第1、第2、第3の希望まで申請いただくときにお聞きするんですけれども、その第1希望のところに、もうなかなかいっぱいということになりますと、第2希望ですとその年齢児の子供さんを受け入れられるという場所につきましては、町内の3保育所の中で調整をいたしまして、それを保護者の皆様の方にお伝えしまして、それで結構ですと、そこに入りますということになりますと、そういう対応をさせていただいているということで、周知はさせていただいております。

あと、もう一つ質問の中に待機児童の年齢構成というご質問があったかと思うんですが、そ

れで申しますと、4月1日13人なんですけれども、1歳児で5人、2歳児が2人、3歳児で5人、4歳児が1人ということで、合計13人という内訳になっております。

○議長（我妻弘国君） 平間奈緒美さん。

○1番（平間奈緒美君） それを踏まえてなんですけれども、特定保育、一時保育、事前にまず登録をして保育所に預けるということなんですけれども、定員は8名でどうしても枠が決まっていると思うんですけれども、それに対して、例えばきょう一時保育でお願いしたい、あしたでもいいんですけれどもお願いしたいといった場合、お断りした場合なんていうのはあるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） お答え申し上げます。

21年度まだ始まって、3カ月に入るわけなんですけれども、21年度についてはございません。

あと、20年度につきましてはご要望があつて、例えば、もう緊急の場合は、積極的にそれは受け入れるようにはしているんですけれども、例えば週の3回とかという特定の場合ですね。それがご希望が例えば月、水、金というような曜日でありましたら、その日が調整がつかない場合は、先ほどの入所で申しあげましたように、船岡保育所と西船迫保育所での受け入れをできる方のご紹介をいたしまして調整をさせていただいていたということでございます。

○議長（我妻弘国君） 平間奈緒美さん。

○1番（平間奈緒美君） それでなんですけれども、実際先ほど質問した中に、利用した側からはちょっと利用しにくいとか、不便だということをお母さん方からちょっと話を聞きました。多分それは事前に登録をして、いざお願しようと思ったら、定員8名だから、ことしはまだないということなんですけれども、断られたとか、定員があることですので利用できませんよということをお母さん方から聞いたというんですね。やはりお母さん方も緊急だったりするので、それは断るということではなくて、例えば今、町でNPO団体さんや個人でやっている保育ママさんたちとの連携をとって、そこを紹介するとか、そういった考えというのはありますか。

○議長（我妻弘国君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 先ほどの町長の答弁でも申しあげましたように、そういう例えば、今、申請がありましてやっている保育所、2保育所ですね。その日が定員に達しているとかそういう場合には、今、議員のご質問にあつたようにNPOの方とか、あとは個人のグループでなさっているところに、そちらの組織の皆さんにもご了解をいただいて、そういう問い合わせがあつたときには皆様のことをご紹介してよろしいですかと連絡先も教えていただいて

いますので、それをよろしいですかということで、それはそのように取り扱っていただいて結構ですというご了解をいただいておりますので、町としてはそちらの方のご紹介もさせていただいている状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 平間奈緒美さん。

○1番（平間奈緒美君） 実際私が把握している中では、NPO団体1団体と個人1団体あるんですけども、町では保育ママ事業、個人でやっている方々が何団体あるかというのはご存じでしょうか。教えてください。

○議長（我妻弘国君） 子ども家庭課。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） お答え申し上げます。

今議員のご質問にありましたように、町といたしましても今現在で把握しているのはNPO団体が1団体と、個人のグループが1団体ということでの保育ママ事業をなさっているということで把握しております。

○議長（我妻弘国君） 平間奈緒美さん。

○1番（平間奈緒美君） 実際に今NPO団体さん、個人でやっている保育ママ事業なんですけれども、大分利用者がふえてきている。相談もということでふえている、見学者もふえているということを聞いております。その中で一番問題なのは、やはり料金なんです。今はいざ預けたくても料金がネックになっているということで、やはり町の一時保育、特定保育に預けた方が料金的には利用しやすい金額になりますので、でもやはり3歳児未満、特にゼロ歳、1歳、2歳、3歳、一番手のかかるお子さんに関しては家庭的保育、国でもやっております家庭的保育を利用して、保育ママ制度をもっともっと利用していったらいいのではないかと私は考えております。その中で、町としてその保育ママに対する補助金や助成金というのは考えていますか。

○議長（我妻弘国君） 子ども家庭課。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 今ご質問にもございましたように、国では制度としましてそういう制度を推進するというので、国庫補助の制度がございます。これは国から県を通して、県の分も負担する部分があるんですね。負担していただく。当然市町村も負担するという制度なんですけれども、今宮城県では、まだ今の現在では、宮城県でのその補助の交付要綱というのはまだ成立していないんですね。成立というか作成していない。これをもちまして県に確認しましたところ、国から8月ごろにその実施基準やガイドラインが、なおのこと内容が示されますので、それを見まして県としても21年度の6月ですから今議会になるんでしょうか、改定

されることで要綱を作成していきたいという考えのことはお聞きしております。

それで、町としてもその民間の団体に助成する制度としましては、仕組みといたしましては、国や県とともにその財政支援の制度を利用して、町も一緒に連携して助成するという方法と、町は町で単独で助成をする方法があるかと思うんです。町としましては、そういう民間の活動されている団体との連携は必要ということで考えているところがございますので、助成する方法としまして、ただ国の助成制度を受けるためには、その家庭的保育を実施される民間の方たちが、クリアしなくてはならない基準があるわけなんですね。例えば、専用の部屋の床面積は9.9平方メートル以上とか、その面積の基準とかそういうものがございますので、それらを実施する家庭保育を実施する皆様が、クリアできるようになっている場合はその制度を利用できるんですが、そうでない場合は別な形の助成というものを考えていくことも検討しなければならないかなというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 平間奈緒美さん。

○1番（平間奈緒美君） できるだけ早く。今も現在保育ママたちは活動しているわけです。実際に利用、私も2団体ほど見学させてもらったんですけども、料金表を見るとやはり1時間、2時間、3時間といくうちにだんだん料金ははね上がっていきます。今本当に保育ママさんたちは、保育ママたちはボランティアの域を超えているというか、もうほとんどボランティアに近い状態でお子さんを預かって活動しているわけです。ですので、できるだけ手厚い補助金、助成金を早く、町単独でもできると思うんですね。角田市は1時間当たり300円ということを知っていますし、そういうこともぜひできるだけ早くお願いしたいと思います。

それから、先ほど面積の問題とかいろいろ基準をクリアしなくてはいけないということがありましたけれども、そういう基準もありますけれども、実際個人でお預かりしてやっているわけですから、町主催でいろいろな保育ママたちの研修会とか交流会とか、そういったものも一緒に検討していただきたいのですけれども。

○議長（我妻弘国君） 子ども家庭課。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） それは大変重要な項目なのかなというふうにとらえています。県の方でもその保育ママの研修制度というのはたしかあったかと思っておりますので、その辺もちょっと調査しまして合同でできるのか、町単独でしなくてはならないか。いろいろ経費のこともございますので、その辺も調整しまして実施に向けて検討させていただきます。

○議長（我妻弘国君） 平間奈緒美さん。

○1番（平間奈緒美君） 実際に私、船岡保育所と西船迫保育所二つを見学したのですが、先生

方の熱心な指導もあって子供たちは本当に明るく元気に、知らない人、私なんか行っても、もう、こんにちはと言って手を振って、もう、すごく元気に活動していました。保育所の面積も先生方の数にも限りがありますので、ぜひ特に3歳児未満のお子さんに関しては、本当に早く早急に保育ママを、保育ママ制度を利用し家庭的保育ができるよう環境整備していただけることをお願いいたします。お願いというか、検討していただきたいです。子育て中のお母さん方のサポートをぜひよろしくお願いいたします。

それと、ホームページ上の申請書取得についてなんですけれども、6月6日に私柴田町のページを見ましたら、新しくとれるようになっておりましたので、早急な行動ありがとうございました。その中でなんですけれども、大河原とか岩沼とかのほかの各市町のホームページを見ましたら、やはり子育てに力を入れている地域なんだなというのはわかるんですけれども、特に岩沼なんていうのはイラストを使ったりとか見やすいようなページになっていたんです。すごく安心して、大したことではないんですけれども、そういう部分を町としても、特に子ども家庭課のホームページに関しては、ちょっとイラストを入れてみるとか検討していただきたいと思います。

質問2に移らせていただきます。

船岡中学校の建設についてなんですけれども、先ほど町長から1,500平米、今の1.5倍というお話がありました。防災機能を備えたということなんですけれども、実際町としてはどのような設計計画が今のところ出ているのでしょうか。教えてください。

○議長（我妻弘国君） 教育総務課。

○教育総務課長（小池洋一君） 面積につきましては、約1.5倍の約1,500平米ということです。

それで防災機能につきましては、今後防災担当の総務課と協議するというところで考えておりますが、詳しい機能につきましては、具体的な部分については、担当課の方からお願いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） ただいまのご質問にあります防災機能を備えた体育館ということではございますが、今後設計に入るということで、その内容はまだ具体には決まっておりません。ただ、防災機能として備えるべき機能として考えられることについて述べさせていただきます。

まず、避難所となる学校施設については、当然災害が発生したときに避難所となるということで、当然多数の避難住民がここで24時間の生活を送ることになるというようなことも想定さ

れますので、やはりトイレであるとかシャワー設備が必要ではないかと思います。特にトイレにつきましては、現在の体育館にもトイレがあると思いますけれども、一つでも多くのトイレがあるとよいと思っております。

また、防災機材等の収納スペースですね。そういうものの確保がされているとよいと思っております。例えば、毛布であるとか発電機であるとか照明機具であるとか、そのようなものを収納するスペースの確保。また最近、各災害状況を見てみますと、やはり情報伝達手段の確保というのが非常に重要となっております。それで、避難所を運営する際、各関係機関との連絡調整のためには、電話であるとかファクスなどの情報伝達手段の確保が必要であると思います。ラジオやテレビにつきましては、当然、避難住民が必要な情報を得るための重要な手段であると思います。また、避難住民の連絡手段として、電話であるとかインターネットの利用も想定されます。これらの情報機器の活用のためには、テレビ、電話、インターネット用の配線であるとか、コンセント等の準備が必要であると思いますので、コンセント等については従来の体育館にもコンセント、あると思っておりますけれども、それらも想定してコンセントの数についても検討が必要であると思っております。

また、ミーティングルームの活用ということで、実際災害が発生した場合、その体育館が今度現地対策本部ということで、現地対策本部を設置するようなこともあると思います。もしそういうミーティングルームがあった場合、現地対策本部としての活用もできますし、またけが人が出た場合、その現地対策ミーティングルームを使つての治療を行うということもできますので、もしそういうミーティングルームがあれば現地対策本部としても活用できますので、それらが設定の中でいろいろと検討されればよいのではないかと。まだ、未定で未確定でありますけれども、そういうような機能があるとよいと思っております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 平間奈緒美さん。

○1番（平間奈緒美君） 実際に体育館を建設するに当たっては、プールがなくなると聞いております。プールがなくなると実際の防火用水というのですか、なくなることなんですか、あと実際地震になって、水道管も破裂して水が出なくなった場合、プールの水を利用してトイレを利用したという、阪神淡路大震災なんかでも聞いております。そういった水ですよ。そういう防火用水というか、水をためておくタンクみたいなそういったものは一緒につくる予定はありますでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） まず、第1点目ですね。いろいろな災害時にプールの水も活用されるのではないかとということでございますけれども、現在、例えば中学校に新たにプールが建設されないといった場合につきましても、消防法上につきましては、船岡中学校周辺に、北側、南側、東側それぞれ現在消火栓がありますので、防災上については、それらの消防設備としてはクリアされます。また、水道管が破裂した場合に、このプールの水がいろいろ生活用水として活用されていると。それが無い場合については不便ではないかとということでございますけれども、これらにつきましては学校の受水槽の水を使うとか、例えば災害が起きた場合に自衛隊さんからの水の供給とかいろいろありますので、当面の間はそういう受水槽の水の活用などが考えられるのではないかと思います。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。平間奈緒美さん。

○1番（平間奈緒美君） まだ設計段階ということなんですけれども、実際備蓄関係とか収容人数とか、そういったものは大体大まかに考えておられるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 備蓄関係についてでございますけれども、現在町で備蓄しているものについては、簡易トイレであるとか発電機、照明機具、毛布、昨年はスリーピングバックなどを計画的に購入して、現在備蓄しております。今後、宮城県沖地震については、想定されるのが350人程度の被害が、避難が必要だということが出ていますので、それらに向けて準備してまいりたいというふうに考えております。

今回の面積につきましては1,500平米ということで、大体避難住民1人当たりの必要な面積、大体畳2枚程度、約3平米くらいと言われております。350人程度の今回新しく1,500平米となりますと、その人数ぐらいはそこに避難ができるのではないかと考えております。

○議長（我妻弘国君） 平間奈緒美さん。

○1番（平間奈緒美君） 先ほどの回答で、体育館面積は1,500平米となっていますが、その数字で補助事業としてどの範囲までできるのかなというのをお聞きします。といいますのは、待ちに待った体育館ですので、ある程度学校や保護者、近隣住民の方たちが設計の段階から参加できるのであればと思いました。思い入れもあるので、要望なども多く取り入れてもらって、少し面積がもしかしてふえるのではないかとことを思いましたので、改めてお聞きいたします。

○議長（我妻弘国君） 教育総務課。

○教育総務課長（小池洋一君） 体育館の建設をする場合、学級数に応じた学校建物の面積

基準が定められております。船岡中学校体育館では、学校の学級数が16学級数ということで約1,500平方メートルが基準ということになります。これは補助の限度額ということで、これ以上の面積に対して補助がつかないというようなことになります。そして今回、増築分につきまして補助の対象になるわけですが、500平方メートル分について2分の1の補助を受けることができます。例えば面積をふやしまして、1,600平方メートルの体育館にした場合、500平方メートル分につきましては2分の1の国庫補助を受けることができますが、100平方メートル分につきましては補助対象外になり、町単独事業ということになります。つまり、面積をふやすことは可能だと思いますが、その分町の持ち出し、町の負担が増加するということになると思います。

○議長（我妻弘国君） はい、平間奈緒美さんどうぞ。

○1番（平間奈緒美君） 今の1.5倍あるということなので、実際中学生が部活動などで使う広さとしては十分なのかなという感じはいたします。今後も、体育館関係は子供たちもちろんですけども、地域住民のスポーツの場としても活用させていただいております。ぜひ、本当に設計の段階から校長先生初め保護者の方々、近隣住民の方々が使いやすい利用しやすい体育館設計になることを望んで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（我妻弘国君） これにて1番平間奈緒美さんの一般質問を終結いたします。

次に、2番佐々木裕子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔2番 佐々木裕子君 登壇〕

○2番（佐々木裕子君） 議席番号2番佐々木裕子でございます。何分初めてですので、よろしく願いいたします。

二つの質問をさせていただきます。

柴田町の**道路整備の状況**について。

今、柴田町の通学路や生活路はほとんど道幅が狭く、車ですれ違うことができない道路や、段差もひどく、側溝や用水路にはふたもかかっていないなど、計画路でありながら整備が途中でとまっているところもあり、今心配されている宮城県沖地震や、火災などの緊急時において消防自動車や緊急車両が入れそうにない道路も多く、迅速な対応ができるのかどうか。さらに通学路になっている道路もあり、子供たちが危険にさらされている状態です。今、子供たちや地域住民の安全を確保することが一番大切なことと考えます。

柴田町の道路整備はどの程度進んでいるのか。また、これまで町民からの要望、請願書はどれくらい出されているのか。

二つ目として、防災対策として防犯灯や街灯を青色に。

現代社会において、日々途切れることなく犯罪が起こっています。そのような中、防犯意識の高まりにつれて青色の犯罪抑止効果に注目が高まっております。イギリス北部の都市グラスゴー中心部のブキャナン通りというショッピングストリートで、景観改善を目的にオレンジ色の街灯を青色に変えたところ犯罪が激減するという現象が起き、原因を調べたところ青色の街灯により犯罪が減少したことがわかり、犯罪抑制を目的に青色の街灯が利用されるようになりました。

日本では、2005年奈良県警察本部が最初に青色防犯灯を採用し、犯罪が減少するという効果が出ており、広島、静岡、愛知、福島県など17都道府県で使用されており、宮城県でも仙台駅東口の通りに使用されております。

青色は副交感神経に作用し、落ち着かせる鎮静効果と心理的に人を冷静にする効果があり、視覚的にも広範囲を照らすことができるので、防犯対策の一環として防犯灯、街灯の色を変え、犯罪を抑止し、防止できれば住民の安全安心につながると考えますが、これまでの防犯灯、街灯の取り付け基準はどうなっているのか。現在、使用している防犯灯、街灯のワット数は幾つか。全部同じワット数なのかをお聞きいたします。

それではご答弁お願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐々木裕子議員、大綱2点ございました。お答えをしてみたいです。

まず、柴田町の道路整備状況についてを回答いたします。

1点目。柴田町の道路整備はどの程度進んでいるかという点でございます。

柴田町の認定路線は平成21年4月1日時点で1,238路線、総延長は334キロメートルに達し、道路構造令基準に基づく幅員4メートル以上の改良済み延長は218キロメートルで65%の割合となります。集落間を結ぶ幹線道の整備状況であります。平成4年度に完成した船迫14号線延長2.7キロメートルを初めに、平成18年度完成の都市計画道路街路新栄通線0.9キロまで9路線、総延長約11キロメートルの改良が完了しております。現在は、富沢地区において農免道路と林道田中線を結ぶ富沢11号線を平成17年度から延長727メートル、総事業費1億6,400万円を投じ、本年度完成を目指し事業中であります。このことにより、柴田町と岩沼市の広域的幹線道が整備され、平成22年度岩沼市の林道が完了となれば、飛躍的に交通アクセスの利便性が図られることとなります。今後、整備が求められておりますのは、富沢、上川名、入間田及び葉

坂の各地区の幹線道5路線約9.1キロメートルであります。入間田20号線は平成15年度に一部完了しましたが、その後中止しております。また、道路幅員が狭く、スムーズな対面交通ができない富沢16号線、これは富沢11号線の延長でございますが、富沢16号線、四日市場1号線は待避所の設置で急場をしのいでいる状況であります。この路線は通学路でもあり、歩行者の安全確保の観点からも優先的に取り組まなければならないと考えております。

四日市場1号線については、来年度事業着手できるように県に要望書を出しております。道路関係者が後輩なものですから、非公式には、まあOKだという内諾を得ておりますのでご期待をいただきたいと思います。

富沢16号線につきましては、全面改良というのはまず難しいので、歩道整備をとりあえず優先して整備したいと考えております。

2点目。これまでの町民からの要望、請願はどのくらい出ていますかということですが、道路関係の陳情、請願及び要望であります。直近では平成19年10月31日に提出されました「町道船岡西6号線の拡幅に関する請願」を初め、平成以後30件が提出されており、幹線道の幅員改良もしくは雨水対策及び側溝整備がほとんどであります。これ以外にも議員、行政区長、町民から年500件前後の件数が寄せられる苦情要望の中、平成20年度は15件、また町長のメッセージでは6件、行政相談さらに各団体から3件が要望されております。

大綱2点目。犯罪対策として街灯を青色にということでございます。

質問は何か2点目だったようなのですが、肝心の3点目まで回答させていただきたいと思っております。

1点目。これまでの防犯灯や街灯の設置基準でございます。

本町の防犯灯や街路灯の整備については、主要幹線に交通事故防止の目的で設置されている街路灯と生活道路で防犯の観点から設置される防犯灯の2種類で整備を行っております。街路灯と防犯灯の2種類で整備を行っております。平成19年4月より防犯灯の設置につきましては、行政区や地域がその必要性があると判断した場合には、それを町が支援する仕組みに変えました。防犯灯設置費補助金制度を創設いたしました。制度の運用としては、地域内の生活道路については行政区長等の申請に基づき補助金を交付し、実際の取り付けは地域で行っていただき、取り付け後の維持管理につきましてはすべて町が行います。また、集落間をつなぐ道路の街路灯については、町が設置するものとしております。

補助制度による設置の基準といたしましては、既存の電力柱への共架を基準として、電球については40ワットで自動点滅機を接続したもので、設置の間隔については50メートル以上とし

ております。

町が設置する街路灯については、交差点やカーブなど優先に、110ワット以上の電球を整備しております。

2点目、ワット数でございますが、防犯灯につきましては20ワットから100ワットで、街路等につきましては110ワットから400ワットの蛍光灯、ナトリウム灯、水銀灯を使用しております。

3点目、防犯灯や街灯の色を変えることについてどう思われますかということでございます。私も色を変える質問は初めてでございますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

青色防犯灯につきましては、議員のご指摘のとおり平成12年にイギリスで景観改善を目的に設置されたものが、犯罪減少に効果があったとの報道を受け、平成17年に奈良市で初めて設置され、平成20年には仙台市でも取り組みが始まっております。しかしながら、青色防犯灯を設置している先進地域での検証内容等を見ますと、防犯抑止に非常に効果があるとの意見が多い反面、暗くて冷たい感じがするとの意見もあります。青色灯と白色灯の最も大きな違いは、明るさにあります。光の量が一般の白色灯と比べ、青色灯は半分以下の数値となっており、現在設置している防犯灯の明るさを確保するには設置間隔を短くすることが必要であり、設置カ所の増設が必要となります。防犯灯の役割は、生活道路を明るくし、通行者が視認できるようにすることで、犯罪を抑制するもので、町民の皆さんに安心していただくために今後も維持整備を図ってまいりたいと考えております。

ご提案いただきました青色防犯灯につきましては、警察署、防犯実動隊や町内の防犯活動団体等と先進事例等を参考に、犯罪防止にどのような効果が得られるのか1カ所実験的に取りつけてみたいと考えています。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。佐々木裕子さん。

○2番（佐々木裕子君） 済みませんでした、初めてのことで。

それでは、質問させていただきます。

ただいま町長さんのお答えがありましたので、その道路の件につきましても、前向きなご意見をいただきましたので安心しておるところでございます。ただ、私も道路をいろいろ見て回りまして、本当に完成まで完璧な整備をしていないところが随分多くあります。この前もちょっと道路を見てまいりまして、四日市場の25号線や1号線なんですけれども、子供たちが大変、通学路になっておりまして危険にさらされております。現に四日市場の1号線では、中学生が

用水路に落ちるといった事故も起きております。幸い近所の方が気づきまして、大事にならずに済みましたが、この前の踏み切りの件も同じで、小学生の機転が功を奏し、無事に難を逃れておりますが、町民がそういうことで活躍の場がなくて済むように、安全な踏み切り安全な道路をつくるべきで、道路の段差や側溝のふたの穴の大きさなど、細かい面にも目を向け、安全で歩きやすいみんなにやさしい道路をつくっていくことが大切であります。これから整備していく上で、今、中途半端になっている道路、優先順位を決める際、そういう中途半端な道路を優先に定め完成させることが一番大切だと思いますけれども、町当局はどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 本当に柴田町の道路は、幹線道路を優先してきた経緯がございました。大型の道路が大沼通線にしても新栄通線にしても、実は27億、新栄通線はかかっておりますし、大沼通線も県の事業だったんですが、一部、町の道路と振りかえた面もございます。それから、さくら歩道橋も設置をしております、これまでは幹線道路を優先に整備をさせていただきました。それに附随するという言葉は悪いんですが、途中までの道路が確かに多うございます。途中で、住民の要望でやらなければならないということで着手はするんですが、完成を見ないというような道路が多々ございました。一応、新栄通線、大沼通線、おおむね幹線道路は終わりましたので、これからやはり生活道路に整備を向けていかなければならないと思っております。町中は大分整備をしたんですが、やはり農村部ですね。農村部の子供たちの環境、通学路、大変危険な状態にさらされておりますので、今回は、そういう意味で国の方でも新たな生活環境道路の整備に対する事業を、いい補助事業をやっております。地域活力基盤創造交付金という新しい事業なんかも出ておりましたので、私どもとしては先ほどお答えしましたようにこれに該当するという、実は四日市場1号線ですね。と下名生3号線、これはリコーから野球場ですね。あの道路大変悪うございますので、この2路線を来年度事業認可していただけるように要望をしております。書類を上げております。先ほど申しましたように非公式ではございますが、これは県の方でお認めをいただいているということでございます。

また、富沢16号線ですね。これも子供たちが安心して通えない、四日市場25号線でしたか、これも安心して通えないということなので、私としては今回の地域活性化公共投資臨時交付金、これが該当できないかどうか。それも検討していきたいと思っております。ですから、町民の皆さんには、やはり何を優先するかというところを、やはりこの議会でも同じなんですが、よく意見を聞いてやれるような状態にやっとなら財政が、好転というわけではないんですが、少しよ

くなってまいりましたので、これからは子供たちの通学路を優先順位して学校周辺、ここから道路整備をやっていくようにしていきたいなというふうに考えているところでございます。そういう意味で、町民の皆さんには大型道路を優先してきたために借金を大分背負っておりました。その借金も25年度で大分減りますので、26年度以降は、財政支出を緩めないままでも投資ができますので、そちらの方で生活道路の整備を優先してやっていきたいというふうに思っております。

詳細につきましては、都市建設課長の方から具体的な補足があれば説明をさせたいと思えます。

○議長（我妻弘国君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 町長すべてお話ししたんですが、都市建設課の所管の道路といえますか、先ほど申し上げたとおり未整備率まだ大分ございますので、それらの整備をまず図っていかねばならないというふうに思っています。また旧市街地といえますか、昔つくった、昭和30年代から40年代につくられた道路関係なんです、当時は直営事業、町の失対の労務者を使って、直営で側溝を入れたり舗装した路線がかなりございます。その部分が大分破損が著しい状況になってございますので、それらの側溝の入れかえ並びに舗装の打ちかえ等を図っていかないと、現在ふたがかかっている側溝、大分ございます。道路自体が4メートルなんです、側溝が、ふたがかかっている状況でございますので、幅員としては有効が3.0メートルぐらいになっております。今回、予定しているのは生活道路の整備もということでございますので、それらをふたをかけて路幅を広げていこうというふうな考えは持っております。

一番大きな今後の課題としては、やはり国交省で今方針を打ち出しているんですが、グローバルデザインの道路整備、環境整備ですね。そういうことで各県初め市町村にもそういう通達が来ています。ということは、幼児から高齢者まで段差のないバリアのない道路をつくりなさいということで来ていますので、それについては今後どのような進め方をしていくかということが大事な要点かなというふうにとらえておりますが、やはり計画、立案等は進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 佐々木裕子さん。

○2番（佐々木裕子君） 私が聞きたいことは全部今答弁していただきましたので、それでは当局においては安全な道路、今お聞きしたとおりに安全な道路の確保や整備に関し、日々改善に向け努力されていると今お答えありましたので、これからも、今、財政も好転していることから、町長さんのお答えにもありましたように町の安全を考え、通学路や緊急時に支障がある道

路など、また要望、請願書が出ている件についても早い改善のもと危険回避ができるよう、当局に期待を込めて1問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

それでは、2問目に。

先ほど町長さんからお答えいただきましたが、よく私は、柴田町は暗いよねという言葉聞きます。皆さんもお聞きになったことがあると思いますけれども、その言葉は。柴田町は桜の時期になるとたくさんの観光客がおいでくださいます。そういう中でも夜桜を楽しむために結構夜もにぎわいます。そういうときに、役場前から公園にかけての道路の一部なんです、街灯が車道側についているんですね。それで歩道がすごく暗いんです、物すごく。それでやはり私もちょうどその道路に面したところに住んでおりますので、すごく来てくださったそういう方々に申しわけないなという気持ちも出ることがございます。その桜の時期だけでもワット数を変えるとか、そういうことはできないものなのではないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 本当に、柴田町は暗い暗いというふうに言われておりました。私、7年目になるんですが、大分7年間、必ず予算をとって電灯をふやしてきたつもりでございます。ある事業所からの寄附もございましてふやしてきたつもりなんです、なかなか仙台のようにはならないというのは実態でございます。ただ、さくらまつり、夜景を眺めていただくと見てわかると思うんですが、百万ドルの夜景というまではいかない、90万ドルの夜景と私言っているんですけども、大分電灯がついて明るくなったのではないかなというふうに思っております。この電灯のつけ方も、今まで統一性がなかったと。歩道につけたり、電球もいろいろばらばらでございますので、なるべくであれば統一方針で歩道側にきちっとつけるとかですね、それから電球も同じような形式のものをつけて、見た目にもいいような町にすると。時間はかかりますけれども、そういう景観的なものがありますが、まずは数をふやすということ、それからご指摘のありました歩道に照らすということでありまして移設というように事業がかかりますので、その桜の時期だけ電球を取りかえるというのもなかなか難しいものがあるということなので、暗いところには本数をふやして対応するというようにさせていただきたいなというふうに思っております。時期だけそのワット数を変えるというのも何でございますので、既存のところを使っていただいて、もし暗いというのであれば本数をふやすと。それは歩道の方に設置できるようにすると。ただ電柱に共架するときにはお金が余りかからないんですが、スパンが広がっておりますと、1本当たり10何万かかるんですね。これは町場だからいいですが、実は富沢、四日市場、上川名に行くと本当に先が見えないというふうな状況もあります。ですか

ら、我慢していただくところはやはり我慢して、農村部の方にもちょっと力を入れていかなければなりませんので、本当に暗いところだけ設置をさせていただいて、暗いところはもっともっとあるということもご理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 佐々木裕子さん。

○2番（佐々木裕子君） 今のお答えなんですけれども、その通りはさくらの時期のメインの通りになっておりますね。私のうちの近くだからということではないんですけれども、本当にメインの通りなので、人がすれ違う時にようやく顔がわかるような状態なんです。その辺はどうお考えになりますか。

○議長（我妻弘国君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 桜の時期ですね。夜も花見客が来るようになってきたということの結果、暗いというふうになったのかなというふうに思っております。桜の季節は来年なので、どのぐらい暗いかはちょっと来年検証させていただきたいと思いますが、先ほど申しましたように、桜の時期だから明るくしなければならぬというのもわかるんですけれども、それよりもまだ真っ暗で、日常生活で真っ暗な地区がまだまだあるものですから、そちらの方を優先させていただいて、もし観光時期にその町外からのお客さんに不快な思いを与えるようであれば、これは積極的に球自体を交換して、なるべくほかのお客様が柴田に来て明るい気持ちで帰っていただけるような花見にはしたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 佐々木裕子さん。

○2番（佐々木裕子君） わかりました。

それでは、防犯灯の色のことなんですけれども、先ほどでは試験的に使用してみたいというお答えをいただきましたので、私もとりあえずは試験的にということで考えておりました。まず公園や駐輪場と私は考えておりましたけれども、町当局はどのようにお考えになりますか。

○議長（我妻弘国君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） それでは、お答えいたしたいと思います。

実は、私どもの方でもこの青色防犯灯というのは初めてでございました。それで、先進といえますか、昨年内に展開したというふうな地域、これ仙台地区なんですけれども、一度ちょっと現地なんかを見てまいりまして、ちょっと検証なんかしてまいりました。そうしたらある程度やはり、先ほど町長がご答弁申し上げたとおり、現行の明るさの照度が半分以下ぐらいになると。明るさが吸収されるんですね。下側のコンクリート、アスファルト舗装といいますと、やはり現地に行きましても吸収されると。昨今イギリス云々かんぬんという先進地の話がござ

いましたけれども、いろんなビルがありまして、ビルに反射をして照度を保っているというふうな文献などにもちょっと記述されているようです。ただ、仙台の場合を見ましたら、若干やはり吸収されているような状況でした。その場所は公園でした。防犯灯の位置づけからいきますと、不特定多数の方々の通行の安全を守るというふうな役割でございますので、公園の中の設置ではなくて、通路というふうなことでございますので、当方の方でもやはりどういうふうな場所が一番適当なのかなというふうなことで、そういったところを踏まえてちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

先ほど、町長が1カ所試験的というふうなことで申し上げましたので、当方の方でもそういったことを中心にしてちょっと検討させていただきたいというふうに存じております。

○議長（我妻弘国君） 佐々木裕子さん。

○2番（佐々木裕子君） 今、前向きに検討していただくというお答えがありましたので、大体いつごろになりますか、お聞きしたいんですけれども。大体どれぐらいの期間で試験に入られるか。

○議長（我妻弘国君） まちづくり推進課。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） それでは、お答えいたします。

できれば、試験的だというふうなことであれば、今年度中というふうなことで検討させていただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 佐々木裕子さん。

○2番（佐々木裕子君） わかりました。この蛍光灯なんですけれども、今暗くなるという部分がありましたけれども、今改善に向けていろいろ研究されているようなので、その辺ももうちょっと私も調べてみたいと思います。

それであると、今はエコの時代なので、エコロジーな照明も出てきておりますのでそういうことも考え、あとそれから電気を変えるのではなくてフィルムを巻く、巻きつけるだけのそういうものもございますので、その辺も使ってみていただきたいと思います。

それではあと、検討していただくということでしたので、これからの住民の安全、安心を思えば本当に着手していただくことを期待し、私の全質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（我妻弘国君） これにて2番佐々木裕子さんの一般質問を終結いたします。

次に、4番高橋たい子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔4番 高橋たい子君 登壇〕

○4番（高橋たい子君） 4番高橋たい子でございます。

我が町の農業振興について、お尋ねをさせていただきます。

我が国での社会経済のグローバル化が進行する中であって、地方経済の停滞、地域社会の崩壊、資源や環境問題が深刻化しております。昨今の日本の経済は原油と穀物国際価格が高騰し、商品価格への転嫁が進み、食料品などの値上がりを招きました。世界的な金融危機の影響があつという間に大恐慌の再来と思わせる世界同時不況を来し、輸出減少は生産減少となり、雇用悪化や私たち消費者の家庭を直撃するなど、国民に不安を与えております。

一方、農業、農村をめぐる情勢は輸入農産物の増大と、米を初めとする国内農産物の価格低迷、担い手不足や耕作放棄地の増加、また原油高から肥料、農薬、飼料、ガソリン等の燃料と一般資材の値上がりにより生産コストを上昇させ、農業所得の減少など我が国農業の危機が進行しております。反面、事故米騒動、加工食品の原材料偽装表示や、賞味期限偽装などが多発し、国民の食生活の安心安全が脅かされています。このようなことから、安心安全な農産物へのニーズの高まりや、地産地消など、農業、農村への関心の高まりが見られます。

こうした情勢のもと、柴田町の農業と農村集落が将来とも継続するため、集落営農の担い手づくりを基本に、持続可能な農業の振興を図り、安全安心な農畜産物を安定的に供給するとともに、農業の果たす役割を發揮しながら、“むら”“まち”との均衡ある発展に貢献し、地域経済、地域社会を支えていくのが農業であり、農村であると考えております。

以上、農業、農村をめぐる現状と課題の一端を申し上げましたが、本町の農業振興についてお伺いいたします。

一つ、一次産業の農業を将来とも我が町の基幹産業としてどのように位置づけをしていくのか。町長の所信をお伺いいたします。

二つ、柴田町の農業生産は、水稻を基幹作物として花卉、野菜及び畜産物を取り入れた複合経営です。しかしながら、近年は後継者不足や労力の高齢化による農業従事者の減少から、遊休農地や耕作放棄地が増加して、農業生産は著しく減少しております。農業と農村集落が将来とも限界集落とならないように維持、継続させていくには、何としても担い手の育成が急務であり喫緊の課題でもあります。

そこで、町として農業委員会やJAなど、農業関係団体を含めてどのような持続ある担い手育成対策を進めているのか、いくのかお伺いをいたします。

三つ、本町の農政と農業振興対策を進める上で、管内の農業団体との連携や事務分担状況についてお伺いいたします。

4番目、地域産業振興課は、現在、商工業、観光行政も含めて広範な業務を担当されておりますが、そのことによる課題についてお伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 高橋たい子議員、我が町の農業について4項目ございました。随時お答えいたしてまいります。

農業を我が町の基幹産業としてどのように位置づけるかということでございます。

農業の持続的 가능성이ますます見えなくなってきております。一方、経済力があれば輸入が可能な時代が終わりました。そして、日本では食糧の自給率が大幅低下しております。一方、農産漁村の兼業機会の減少などに対応するために、現在国では農政改革に取り組んでいるところでございます。

産業としての持続力の再生、安定的な食糧供給力の再生、農村の活力の再生を柱として、農家や農業団体に意見を求めながら、農業農村に意欲と活力を取り戻し、国民全体が利益を受けようとする改革であります。

そうした中で、本町の農業は米を基幹作物として、野菜、花卉、畜産などの複合農業経営が行われております。農業生産額は減少傾向にありますが、花卉についてはやや増加傾向にあり、複合農家の奨励作物となっております。また、特色ある農業と遊牧未利用地の活用のため、そば、大豆の育成も進められています。一方、農地流動化による農地の賃借の円滑化や農業経営者の育成等に努めておりますが、基幹産業として活力ある農業を振興するには、生産力の強化、担い手の確保などをさらに進め、産業としての魅力ある農業の振興が課題となっております。

農業は町の基幹産業と位置づけておりますが、認定農業者の高齢化や担い手不足など、農家が安心安定して経営できるような所得補償制度の導入などがなければ、町の農業に明るい未来がないことも事実であります。農政改革の動向を注視し、農協等の農政関係機関と連携しながら個々の農家、集落、組織などがそれぞれのよさを発揮できる環境づくりと、農業との多様なかわりのできる生産、流通をさらに再構築を進めていくように取り組んでいきたいと思っております。

2点目、農業関係団体を含めてどのような持続ある担い手育成対策を進めていくかというところでございます。

農業従事者1人当たりの年間農業所得額480万円程度を目標とする認定農家は、現在41人あります。平均年齢は55歳で、40歳代以下はわずか9人で、20代は1人しかいない現状です。

担い手育成総合支援協議会を中心としまして、担い手の育成・確保に向け認定農業者制度、農業経営改善計画の再認定の推進、集落営農の組織化・法人化の支援など、意欲を持った担い手の参入を促す仕組みを目指し、JA等の農政機関と連携しながら取り組んでおりますが、自分の人生設計が描けるような所得がなければ不安であり、最低限これくらいの所得が得られるという安心感がなければ担い手の確保は難しいのも現状であります。

農政改革で水田経営全体として所得保障をすべきだという声もあるように、県や国に農業が崩壊しないよう政策を打ち出すように強く要望してまいります。

また、集落に二、三人の担い手がいれば農業が持続できるほど簡単ではございませんので、地域づくりと連動した総合的な担い手の育成や支援に努めてまいります。

3点目、農業振興を進める上で、管内の農業団体との連携や事務分担状況でございます。

柴田町では、農政機関が一体となって、農政全般に取り組もうと県内でも草分けの農政事務所が昭和37年にスタートしております。現在は、柴田町農業振興会という名称で活動しております。構成機関は、地域産業振興課、農業委員会、大河原地方振興事務所、農協、土地改良区、農業共済組合でございます。毎月幹事会を開催し情報交換を行うとともに、水稻や各種作物、畜産の技術指導、災害対策、転作現地確認、生産調整、産直の振興などに取り組んでおります。農作物の技術指導は主に農協と大河原農業改良普及センターが担い、県や国の補助事業には町が農協と連携しながら取り組み、水田農業構造対策は農協が主体になり、町と他の機関と連携して取り組んでおります。

地域産業振興課についての件でございます。

平成17年10月の機構改革で、産業関係を一つの部門として振興施策を進めようと農政課と商工観光課を合体して地域産業振興課といたしました。

確かに、幅広い分野の業務になりますが、農業と商工業連携が叫ばれている昨今でありましたので、私はタイムリーであったのではないかと感じております。このときには、生産、流通、販売、1掛ける2掛ける3ということで六次産業ということでございました。単に生産するだけではなくて、販売まで一次産業、二次産業、流通の三次産業、合わせて六次産業を振興しなければならないという思いで、地域の産業振興課をつくりました。

しかし、農業、商業、工業がどこにも出てこないのです、町はこうした産業に力を入れているのかという声を聞くことはございます。実は、課長は農業委員会の事務局長も兼任していることもあり、会議が多い上に日程が重なることが多く、じっくりと農業政策に取り組める時間がないことも聞いておりました。また、課長は観光協会の事務局長も兼ねておりますので、今、

観光協会を行政から独立させる方向で見直しを進めており、多大な業務を実施しております。

今後、やはりこれからのコンパクトシティの一翼を担うのは、農業の振興と都市部との連携、農村との連携ということを考えますと、行革とはまた逆の面から、産業振興を考えるということであれば、他のあり方も改めて見直さなければならないのかなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、ありますか、高橋たい子さん。はい、どうぞ。

○4番（高橋たい子君） 農業問題については、国の政策、それが県においてきてそれが町に来るとというのが通例だと思います。国で決めたこと、これを町バージョン、それでできないこと、それに漏れるという柴田町の現状の場合、先ほど町長さんがおっしゃいました専業農家がほとんど、ほとんどではないんですがかなり少ないという状況です。耕作1人当たり、1件当たりの農家の耕作面積もそんなにあるわけではないという状況の中で、いろんな政策がマッチしないというのが通常かなというふうに、特に私の地域ではそうなのかなというふうに思っております。ぜひ、その漏れた人というのはおかしいんですが、地域ぐるみでの農業のあり方とか地域でもいろいろ考えておられる方もいらっしゃいます。ぜひ、柴田町バージョンのそんなような政策を考えていただければというふうに思います。

それは願いであって、質問ということでもございませんので、ぜひそうなるように期待をしたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 要望ですか、それは。

○4番（高橋たい子君） では、続けて。済みません。

これは提案ということになるかと思うんですが、私たちの農業というのは命、農業が一番根底にあるということだと思っております。農村の現状を知ってもらうのと、それから町、村の均衡ある発展のために、町内外を問わず交流会、それから体験ツアーとかも企画してはいかがなものでしょうか。そばまつりとかコメまつりとかやっておられますが、いろんな方々が町と農村部というようなことでの交流会なんかも行っていただけたらというふうに思います。その辺、お伺いしたいなというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 地域産業振興課。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 都市と農村の交流ということで、町には太陽の村ということが拠点施設ということで、今議員さんがおっしゃったようにコメまつり、それからそばまつりですか。そういう交流機会を設けております。

町長がコンパクトシティということでお話ししておりますように、今後ますます農村と町場の方ということですかね、都市部の交流を地域産業振興課としても力を入れていきたいというふ

うに思っております。特に今、各地区で産直栽培ということで、高齢者なり婦人の方々が意欲的に産直、やっている場所がふえてきております。そういう意味で今考えておりますのは、富沢11号線、岩沼と連結しますと仙台の方からもかなり集客できるということで、農免道路を中心にもう少し産直の場所を富沢から入間田、葉坂、成田、そして最終的にはこの太陽の村まで誘導するような産直ロードというんですかね。そんなことを今地域産業振興課の方で検討しております。

それから、船岡、槻木ということで今、産直、展開してもらっているわけですがけれども、そういう産直をやっている方々のネットワーク協議会のようなものをつくりまして、もう少し産直の輪を広げられないかなというふうに思っております。今お話しありました都市部と農村部の交流、市民農園も今3カ所あるわけですがけれども、逆に都市部の方から農村の方に行く機会を設けるようなイベントなり、そういう政策を積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 高橋たい子さん。

○4番（高橋たい子君） ぜひ、いいことは早く実現できるようにお願いをしたいと思います。

それから、町長さんの地域産業振興課の現在のという部分だったんですが、機構改革の関係で、県の方では既に19年度、従来の産業経済部から経済商工観光部と農林水産部に分離をして業務に当たっておられます。今後、柴田町として、専門性を高めるためにも従来の商工観光課、農政課に分離した機構に見直すお考え、おありでしょうか。お伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 実はですね。県の産業経済部をつくったのは私でございました。行政改革の補佐をしておりまして、行政改革が組織再編だというふうに言われたわけですね。そのときに、これからの産業というのは先ほども申しましたように、生産するだけではだめだと。生産、加工、流通、販売、これが組織の中で一体的にやるべきだということで産業経済部をつくったわけなんです。県の方ではそれが元に戻りまして、農林水産一次産業部門と、商工観光、経済というふうに、二次産業、三次産業とのグループに分かれました。その時期にはそういう社会的な要求があつてつくったので、柴田町もそれに倣って地域産業振興課ということで、私の手法を取り入れて課はつくったんですが、これについては実は、本音を申し上げると職員からはいかがなものかというのを強引につくってしまった経緯がございます。そうしたときに、これからも柴田町を考えると、仙台のような都市にはもうなれないと。これは無理です。ですから、柴田町の特徴は都市部と農村部が併存しているということで、これからの時代の流

これは大きいことはいいことだとか、グローバル社会と、これはもう終わったと。市場主義、原理主義ですね。そういうものはもう終わったんだと。柴田の町民も、もう自分たちのことは自分たちでしようというように、考え方をほとんど変えてきております。ですから、これから農業という命を育てるというのは、私は大切だなというふうに思っておりますし、実はこの農業を種としまして、各自治体の中では成功している事例がございます。

きのうもテレビでやっていたんですが、徳島県の上勝町というんですか。そこでは葉っぱビジネスということで、65歳以上のおじいちゃん、おばあちゃんが山から葉っぱをとってきてそれを出荷していると。これは産直ですね。東京で料亭に置いて2億5,000万の売上を出している。それから、いつも話しますが長野県のおやき。これも60歳以上のおばあちゃん方ですね。おやきというのを今年商5億だそうでございます。高知県のごっくん馬路村、馬路村というところなんですね。やはり自分たちで危機感を持ってやると。そのときに都会の人たちにウケるのは、やはり農業の農、命を育てるその暮らしぶり、これがやはり郷愁を誘うわけではないんでしょうけれども、人間としてそういうところに触れてみたいという気持ちが私は出てきているのかなと。

そういう意味で地域産業振興課、経済を優先に考えて課をつくりましたが、これからは農業のもう一度原点に戻って、命を育てることが柴田町で住むことの豊かさにつながる、暮らしぶりにつながるというような思いも出てきておりますので、課の再編については今後もう一度考えていきたいなど。というのは、行革の絡みがあるんですね。行革で課を絞って課長さんを減らしてきたという面もございます。ただ、一方で地域産業振興課ばかりではなくて、組織が大きくなって、例えば健康福祉課なんですね。これは業務がどんどん来まして、大分1人の課長さんが厚生労働省の分割ではないんですけれども、そういう状況に置かれておりますので、これは今年度ちょっと時間をいただいて、来年の4月に向けて改めて機動的な効率的な組織再編。その中にこの地域産業振興課のあり方も改めて見直しですね。もし農業の方々に、名前を変えたから農業が振興するわけでありませんが、農業振興課、名前ね。農政課、農というところを出すことによって、もし意欲をかき立てると。もう1回やろうとする雰囲気が出るのであればそちらの方向に分割しても、コストは若干、課長さんの手当はふえますけれども、それ以上の効果があるのかなというふうに思っておりますので、そのような方向を議会と相談しながらやらせていただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 高橋たい子さん。

○4番（高橋たい子君） 私の質問に関して、前向きなご答弁をいただきました。ありがとうご

ございました。早急にというか、早いことはいいことでございますので、ぜひそのように実現できるようにお願いをして終わりにさせていただきます。

○議長（我妻弘国君） これにて4番高橋たい子さんの一般質問を終結いたします。

次に、9番水戸義裕君、直ちに質問席において質問してください。

〔9番 水戸義裕君 登壇〕

○9番（水戸義裕君） 9番水戸義裕です。

今後の町政運営は、ということでお尋ねいたします。

百年に一度と言われる世界的な景気低迷の中、本町における財政の問題は明るい兆しが見えてきています。といっても国、県の財政難の進む中で、やはり交付金は本町にとって影響をもたらすものであることは否めない事実であります。財政は、町長の政策にとって避けて通れない問題であることは町民のだれもが注目している最重要課題であり、町長の政治手腕の見せどころではないかと思えます。

現在の柴田町運営を会社に例えたら、株式会社柴田町、当然、町長は取締役社長であります。その会社も運営をやっていくのは最高責任者である町長です。この地位の中で取り組んでいかなければならない問題は、複雑多岐にわたっています。社長である町長のもと、町民やさまざまな行政の方々常に心配り、気配りをし、生活の安心安定の調整、さらにはそのための収入源である今は最も緊急の課題である雇用の場の確保や、福祉、医療、教育環境に配慮し、農業、商業、工業の振興にも積極的に施策に取り組んでいく必要があります。

町長として、町民にとって痛みを伴う財政再建プランを実施し、冒頭にも述べたようにもはや再び財政危機に陥る心配はなくなったと言わしめました。それでも、財政規律を守ってという条件つきではあります。そして今般、合併せず自立の道を選択して、今後どういった町を調整運営を考えておられるのか。また、町の長期的展望に立って、どのような施策をされようとしているのか改めてお聞きします。

一つ、今後の町政運営の基本的な考え方と住民サービスの向上への取り組みは。

2、町民との協働のまちづくりについての取り組みは。

3、職員の政策能力向上や人材育成、意識改革への取り組みは。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 水戸義裕議員の、今後の町政運営はと3点ございました。これについて

は昨日、町政運営、3人の方から質問されて、重複するかもしれませんのでよろしくお願いたいというふうに思っております。

今後の町政を考える場合に大切なことは、まず時代の変化の中での我々自治体を取り巻く環境、変化をいかにとらえるかと。また、これまで我々のまちづくりに対しどこが問題であったのか、正しく分析して理解した上で今後の町政運営に生かしていかなければならないと考えております。これまで、物の豊かさと利便性をひたすら追い求めて、国家の繁栄、経済の発展、まちづくりを行ってまいりました。考え方の中に「寄らば大樹の陰」、「大きいことはいいことだ」、「グローバル経済の中で生き残るには規模を拡大するしかない」と、自治体も合併すると何かすべて問題が解決するような効率化、規模拡大、市場原理が呪文のように唱えられてきました。結果はどうでしょうか。マネーゲームが崩壊し、証券会社や世界のGM、クライスラーなど大企業が倒産し、経済社会は大きなゆがみを抱え込むようになりまし、私たちの生活基盤である食糧問題や、美しい農村の風景も維持できない状況になってきております。まず、我が国を取り巻く状況は、今大きな転換期にあることを認識しなければなりません。一方、地方自治体を取り巻く環境も、右肩上がりの経済成長を前提として組み立てられてきた制度や仕組みも、少子高齢化や人口減少時代を迎えて、大きな転換が必要になっています。

柴田町はこれまで、人口増加を見込んで借金をしながら市街地を拡大し、箱物を整備してきました。その結果、後年度につけを回した結果、今私たちはその借金の返済で苦しんでおります。一方、整備した施設も老朽化が進むことにより、毎年予算に占める維持管理費の増大に苦慮している時代を迎えております。こうした変化に対応しながら、今後の町政運営を進めていかなければなりません。

これからは、人口規模に合わせた適正な市街地の規模や、施設の整備をしていくことが大切でございます。つまり、自然と共生の中で質の高いコンパクトシティこそが未来の柴田町の都市像だと思います。国の投資余力が減少していく中では、これまでのように国に頼ることはできなくなります。本当に必要なものは何か。地域みんなで話し合い、お金を出し、みずから汗を流す自治本来の原則である自分たちのまちは自分たちでつくり、そして育てていくという原則に立ち返ることを基本的な考え方に据えて、今後町政を運営してまいります。

住民サービスの向上については、まず柴田町の財政状況、きのうも大分議論をしましたが、まだ正しく理解されていない面がございますので、改めて申し上げます。

まず、財政の硬直化の要因となっているのは、町債、借金でございます。借金の残高につきましてはきのうもお答えしましたが、平成15年度156億円をピークにだんだん減少し、平成20

年度現在、確定はしておりませんが127億となり、見込みでこの5年間で29億円の減となりました。平成26年度においては公債費、要するに借金返済ですね、借金返済の数字は劇的に下が
る見込みで、財政健全化指標の将来負担比率は94.5となり、県下で23番目と下がりますので、
26年度以降には、現在よりもさらに住民サービスを拡大できると考えております。

しかし、平成25年度までは財政規律を守っていかなければなりませんので、政策の選択と集
中を心がけていきたいと思っております。財政調整基金を適正に活用しながら、学校の耐震化、
子育て支援、生活環境の整備、交通弱者の足の確保等対策を重点的に進めるとともに、また長
期的には持続的な発展に向けての地場産業の育成や観光開発、コンパクトシティ構想の実現の
ための居住環境や新たな市街地の開発を進めてまいります。

2点目、協働によるまちづくりでございます。

時代の変化によって家族の果たす役割、地域の果たす役割が希薄化し、一人一人の絆が細く
なっているというのが大変問題になっております。こうした人間関係が希薄化して、さま
ざまな問題が行政にかかわってまいります。しかし、こうした人と人との関係は、行政だけ、
あるいは地域だけでは解決が難しい新たな公共課題だと思っております。このような時代の変
化に伴う課題を解決し、町民一人一人が生き生きと心豊かに暮らしていくためには、まちづく
りの担い手である住民、地域コミュニティ、住民活動団体、事業者、議会、行政などがみずか
らの責任を自覚し、具体的なまちづくりに取り組むとともに、それぞれの持ち味を生かし、相
互に協力しあう協働のまちづくりを進めていかなければなりません。

町ではこれまでもさくらまつりにおける住民や各種団体、企業等との協働による清掃、植栽
活動、集会所建設における地域住民参加による設計、公募住民によるまちづくり委員会の活動
などの実践活動を通じ、住民と一緒に住みよい柴田町を進めてまいりました。この協働のまち
づくりをさらに加速し、柴田町が今後とも持続発展していくためには、何といたっても参加、協
働、情報共有を基本としたまちづくりの理念、ルールや仕組みを明確にした「住民自治による
まちづくり基本条例」の制定がぜひとも必要と考え、現在その制定に向けて努力をしていると
ころでございます。

この条例の基本となるのが地域コミュニティ活動でございます。地域コミュニティと行政が
これまで以上に連携を深めながら、地域課題を行政施策へ反映させていくとともに、地域コミ
ュニティがさらに力をつけられるように支援を行う必要があると思っております。具体的には
地域づくりの羅針盤となる地域計画の策定や、地域の特性に応じた使い勝手のよい地域総合補
助制度構築に向けた取り組みを考えております。また、行政と住民とのパートナーシップをよ

り強化するために、協働のまちづくりを進めやすいような指針づくり、住民の知恵と行動を生かし、協働のまちづくりを効果的に進めるための「まちづくり推進センター」の検討、整備、行政の審議会や委員会への公募枠の拡大など、行政の参加促進に向けて取り組みます。住民との協働による取り組みに当たっては、まちづくりは人づくりであることを留意し、ともに育ち合えるように努めてまいります。

3点目、職員の政策能力や人材育成の関係でございます。

私は就任以来、協働のまちづくりを提唱してまいりました。つまり、行政も議会も住民も一緒に汗をかかないといい町にはならないという考え方でございます。そうした中で、職員はファシリテーターとして一步住民の先を行かなければなりません。そのためには職員がまず町民に信頼される、そして、役所が信頼されなければなりません。そのため、毎年計画的に接遇や政策能力、マネジメント力の向上などの研修を実施し、職員の意識改革や人材育成に力を入れてまいりました。

職員の実際の研修につきましては、宮城県市町村職員研修所等で行われている階層別研修や、専門研修へ職員を派遣し人材育成に努めておりますが、特にこれからは管理職のマネジメントの向上が重要と考え、民間経験のある大崎市の河合副市長を招き、管理者研修を実施いたしております。また、昨年度は商工会、みやぎ仙南農業協同組合、役場職員などから組織する柴田町地域活性化研究会を立ち上げ、自由な考え方で地域活性化方策等の調査研究を行い、職員の企画力や政策力のスキルアップを図っております。

さらに、今年度はとにかく現地研修をして、先進事例をとにかくまねてみると。とにかくまねをするというところからスタートさせたいと私は思っております。来たる6月26日に姉妹都市であります、そしてかつ先進的な取り組みをしております岩手県北上市へ各分野にわたって職員20人を派遣し、研修させることにいたしております。また職員から、職員がみずから提案し、みずからの業務遂行の参考となるような先進的な市町村へ実施に赴き、見て、聞いて、肌で感じる提案型の先進地視察を実施したいと思っております。今後、職員数が減少していく中で、いかに政策力、組織力を高めていくかが重要であり、さらに職員の能力向上、人材育成、意識改革につながる研修を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） ただいまから休憩いたします。

1時から再開します。

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番水戸義裕君の質問を続けます。水戸義裕君、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） ちょっと予想より早く回ってきたものですから、ちょっと落ち着かないもので勘弁してください。

まず、先ほどの町長の答弁の中で、どこに問題があるかということ把握したりとかという話だったんですが、これからの行政運営に効率化とか、それから透明化、それから説明責任とか、それから協働を得るための行政改革を進めるということでは、これは行政評価というツールというのがあるというふうに言われているんです。この辺については、本町としては今しっかりとした行政評価というシステムは取り入れてやっているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 全国で行政評価、事務事業評価ですか、その取り組みがされておりまして、一定の評価を上げているということについては承知しています。当然、総合計画を新しくつくるときには、行政評価の仕組みはリンクさせるべきだろうなというふうに思っています。

実は取り組み、平成18年度に試み、いわゆる試行として全課対象に一度事務事業評価、行っています。これは全部の仕事ではなくて、ある一部分中心的なものをやったんですが、総括した中ではいわゆる文献、いわゆる大学の先生方の言うとおりに、精密にやればやるほどすごい徒労感とやり切れないという感覚が各現場に出てくる。やはりもう少し各課の負担を軽くするような柴田町に合った、この規模の市町に合ったやり方を検討しなくてはならないなというふうに考えておりまして、必要性は認めているものの、今大きな都市でやられているものについてそのまま持ってくるというつもりはありません。総合計画の中で本当に役に立つ、簡素化できるものについて取り入れていきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） そうですか。これ、やり方次第ということでは一つは当然あるわけですが、けれどもね。全国的にこれで成果が上がっているということと、何かやればやるほど疲れるとといったようなこと、その辺のギャップというか、その辺はどういうことからそういうふうな形というか、結果的になったのかちょっとお聞かせいただけます。

○議長（我妻弘国君） 企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 実は、もともと行政評価、大きな都市でモデル事業として取り組まれたのが始まりだと思います。当然、大学とかシンクタンクの研究室が、評価を見るためにはこれこれの資料を数値化して分析して、継続的に記録をとっていくということが求められたわけですね。それが当然最終的にシンクタンクとかの委託事業者が入ってきてお金をかけてやっているうちはいいんですけども、いざ職員だけでそれを全部、すごい膨大な資料になります。それを記録を取り続けながら、最終的に評価していこうというふうになってしまうと、各課の負担が予想外に大きいということに気づくんです。それは大きな都市部で行政評価室みたいな専門部署があって、そこがある程度の負担を持ってくればいいんですけども、柴田町各部門の仕事以上、仕事にプラスしてこの仕事もやってくれという話になるんですけども、その大きな都市でやったやり方、スタイルをそのまま持ってきてしまうとなかなかうまくいかない。これは実は柴田町だけではなくて、全国の中小都市で同じような状況をしていまして、試行までやったんですけども、本格導入についてはなかなかいかないというものが、いわゆる10万、20万都市以下の市町村では多くの理由になっています。

○議長（我妻弘国君） 水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 私が調べたところで、三菱総合研究所の情報通信技術研究本部というのが2008年、これ2000年からやっているらしいんですけども、地方自治体における行政評価等への取り組みに関する実態調査というので、2008年度を見ますと、今の話と同じように、市、区までは高いんですけども、町、村に至っては、がたっと減るんですね。何でなのかなというふうに思っていました。県ではほとんど47都道府県、ほとんどやられているようですね。県レベルでは。市、区になると導入済みが69.8%、試行段階、準備検討中も含めて97.6%なんです。ところが町になると、2008年の調査では、811町に調査依頼書を出して302町からの回答なんです。この中で導入済みが88町、29.1%なんです。試行段階入れて、これが37町で12.3%で、これ両方合わせても市、区の取り組みよりも少ないと。3%も低いということは。これ何でこういう結果が出たのかちょっと見たんですけども、何でなのかなと思ったんですね。これ、非常にいわゆる仕事、業務を数値化できて、何ができていなくて何ができているかというのが見れるということで、非常にいいなど。実は、私も会社にいたころにいわゆる作業一つ一つを全部点数化するということがたしかありまして、これでいわゆる給料も決まるみたいなことがあったんですね。民間ではそういうことを結構、具体的にそういうふうに目に見えてやるということをやっていたもので、今の答弁と同じようにやはり調査になっていくと低い

ということは何でなのかなというふうに、ちょっと疑問に思っているんですね、今も。今の答弁でも、何か理解できないとか納得できないとか、何でかなというふうに思っていますけれども。行政、いわゆるこれから柴田町を運営していくのに、これは絶対いいツールじゃないかなというふうに思ったんですが、実際やはりそうなのでしょうね。ほかの町同様にこれは低いということはない。目に見えるということでは、情報公開というのは必ず出てくると。これなんかもやはり行政評価の中での情報公開ということの関係ではどういうふうに考えていますかね。

○議長（我妻弘国君） 企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 今、やはり行政評価と同じように目に見えるかという取り組みが、やはり自治体の中で進んでおります。柴田町が財政再建で取り組んだ「よくわかる町の仕事と予算」というものについても、一つの方向性かと思っています。一つ一つの仕事を、いわゆる町民、住民に見せるということもありますし、庁舎内の同じ職場で、自分の仕事の内容が見えるようにするということが行革の一つ。行革の方針からも大事になってくることだろうというふうに思っています。

先ほど、行政評価についてはやった方がいいのに、なかなか理解できないというお話もあったんですけども、最終的に町がその評価を受けるのは、いわゆる住民の評価、満足度というふうになるかと思うんです。その生産がこれだけ上がったというふうないわゆる向上ベースの評価、これだけの成績が上がったというものの一つ先に、では住民は満足したのかというふうな評価があるわけなんですけれども、余りに行政評価の手法が、今の時間とかそういうコストばかりやっていて、なかなか評価と結びつけるところまでのいわゆるシステムができていないために、まねしてしまっただけでは、つまり何の準備のないままに取り組んでしまうと、多くの自治体ではもう、いわゆる労力が追いつかなくなるというふうな状態なんです。

○議長（我妻弘国君） 水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 今、よくわかる町の仕事と予算、これは非常に好評だと。ほかの自治体、たしか仙南の議員研修会の際に大森先生だったかも、たしかほめていたとか評価していたと思うんですけども。私もあれ非常に役に立たせていただいています。特に巻末の部分についている資料なんていうのは特にね、本当にわかりやすい。非常にいいものだと。しかも安く上げているらしいとか、安く上げているということだね。

それで問題、ここで聞きたいんですが、あそこまでやっただけで1年たったときにあの事業、この事業にこれだけの予算をつけました、かけました、予算しましたということの結果を、

これだけの予算をかけてこれだけの成果がありましたといったようなことを、同じように今回というか、公表するというのを考えたことはありますか。これ、非常にいわゆる評価までいなくてもそれが町民にとっては、あそに金をかけてこれだけできたのか。おれの関係するとか、関心があるところはそこまではできていないよと。この次やってもらえるのかなというふうなことになると思うんですね。そのやりますというのだけは見せるんだけど、これだけやってこれだけの成果がありますという、いわゆるアウトカムという言葉になるんだそうですけれども、今、いわゆる成果という、この辺について、やろうというか計画なんてしたことありますか。

○議長（我妻弘国君） 企画財政課。

○企画財政課長（水戸敏見君） 成果をとっていくということについては、本当に難しいということは認識しているんですが、もともとこの仕事で予算をつくり始めたときに、もう一つ前に進まなくてはいけないというふうなことは話し合っておりました。とりあえず3カ年同じスタイルで、各課の方に慣れというものもありますので、3カ年は同一スタイルで町のさまざまなデータを加えながらやっていこうと。ただ、4年目5年目になったときに、いつまでも同じではない。そこに組み込まれるのは細かい評価ではなくても、どういう住民満足度が得られたかということについてはコラムみたいな形、特集みたいな形でくみ上げていかななくてはならないというふうには思っています。ただ、基本的にはことしの予算をいち早く町民にお知らせするという大命題は負っていますので、あくまでもその特集とかそういう形で取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（我妻弘国君） 水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） ああそうですか、わかりましたということでは、質問にならないのでね、ここが大事なことなんじゃないかなというふうに思うんですよ。「これだけやります」と、「これだけ金をかけますよ」だけで、結果がどうなのかというのが全然わからないということは、いわゆる株式会社に対する株主とか顧客という立場になる町民から言わせれば、やはりこれは必要でしょうというふうに思います。非常にこれ言いにくいとかあれなんですけど、いわゆるやらないことを先、やれないことということで返事をする考え方というかな、後向きというか。よく私ら、いわゆる議員になる前の話ですけれども、公務員はまず最初に「それはできません」から返事をするんだと。だんだん何回も何回も言うと、「いや実は」という形になってくるんだというふうなことを聞かされて、ああそうなのかなというふうに思っていましたけれども、やはり今こう町長が言うように、国が頼りにならない。自己決定、自己責任と言わ

れることになってくると、その辺のこともやはり考えていかないと、大変だ大変だと言っても、やはり民間はもっと大変な状況にあるということもひとつ頭に入れていただいて、やり方を考えていってほしいなど。この経営、いわゆる行政運営から行政経営というふうな、行政経営ということではここ何年言われている言葉ですけれども、この行政評価を取り入れて、日本生産性本部でやっている行政経営品質評価なんていうものを、日本経営品質賞地方自治体部門というものを岩手県の滝沢村が自治体としては初めて、それまではソニーとかキャノンとか、たしかそういったメジャーな企業が表彰されていたんですが、これに初めて滝沢村が選ばれたというのをご存じですか。

○議長（我妻弘国君） 企画財政課。

○企画財政課長（水戸敏見君） 不勉強で申しわけありません。そこまで調べておりませんでした。教えていただければと思います。

○議長（我妻弘国君） 水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） さっき町村と言いましたけれども、この町村の中でも滝沢村が、いまだに自治体としてはここしかもらっていないんですけれどもね。それで、行政経営ということで何年前かな。そのときの村長さんから始まって、今ここにちょっと資料がありますので、ちょっと。

経営理念ということで、町のホームページの行政のページのところにあるんです。経営理念ということで、「幸せ地域社会」の実現を目指します。私たちは地球的視野から地域を見つめ、顧客一人一人が求める「幸せ地域社会」の実現を目指し、人々と協働して地域価値の創造に挑戦しますというのが経営理念です。それから経営姿勢、それから職場のあり方、これら等々あるんですね。だからさっき町長は姉妹都市の北上に職員をと言いましたけれども、ぜひすぐ近くですから滝沢村にも派遣していただいて、どういうふうにしてこれができたのかということを学んでいただければなというふうに。これ、さっきの答弁でわかったことなんですが、ぜひこれ滝沢村に行って、この辺を村長さんに。村長さんというよりも、いわゆる行政改革というのは、課長さんたちとかいわゆる首脳陣がやるのではなくて、行政評価もそうなんですけれども、これは現場から始めるのが筋なんだと。いわゆる窓口とかですね。町民と接する部門からやっていかないと、いきなり課長さんたち初め上層部から始めると、これがやりにくくなるんだというふうにも物の本には書いてありました。だから、現場から再度。映画ではなくても事件は現場で起きているんだということになってくると、やはり現場を重視していくという町長の姿勢にも確か現場重視ということになっていると思いますので、この辺ですね。

この経営の姿勢というところに、確たる経営志心をもって、志心という志す心と書くんですね。それで「地域価値」創造に取り組みますということで何項目かこうあるんです。ぜひ、滝沢村に私も行ってみたいと思いますが、私の頭でわかるかどうかということにはちょっとあれなんですけれども。これが始まったきっかけが、やはり地方分権とか財政非常事態みたいな状況からスタートしたということなんです。ですから、ぜひここには行っていただきたいなど。行って勉強してきてほしいなど。これは職員だけではなくて議員もそうなんです、勉強しなくてはと思いますので、ぜひこれ。

行政評価は結局、その制度というものには今後とも取り組むつもりはあるのかなのかということだけ聞きたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 今課長が説明しておりますが、実はこの行政評価というのは、1998年に行政革命と。要するに、役所は経営なんだという考え方が一時期ブームを起こしたことがございます。官から民へという流れもそれなんです、実はその行政経営、効率化というのは、実は本来役所が本当にとるべき姿なのかと。今その反省、リアクションに陥っているのではないかな。役所は経営の効率化だけで済む問題ではないというのが、今問題点として私は指摘されてきているのではないかなと思っております。

我々地方自治体、それも基礎自治体は、サービスを効率的に提供する部分と、それがどうしても効率化になじまない部分、最低限安心、安全のためにやらなければならない。さっきの午前中の農業の問題でもそうです。効率化を図れば結局農家は全部だめになってしまいます。ですからそういうところも考え直さなければならない。また、行政には許認可権限というのがありまして権力行政ですね、ありますので全部効率化ということはないんだということが今わかってきつつあるのではないかなと。品質管理、滝沢村の村長さんやめましたけれどもね。結局一ブームではありましたけれども、その後行政評価というのは、実は停滞をしてくております。

私も県の行革室で、この行政評価システム導入させていただきました。なかなか職員には理解されませんでした。行政評価という一番大きな概念、その次が政策評価、それから事業評価、大規模事業評価、県で仕組みをつくりました。最初のうちは、大規模事業評価は私も運営させて、ダムがどうのこうのね、大きな道路をつくるのを評価しましたけれども、結局お金がついた以上やらなければならないという結論に達して、大規模評価してやめたというのはなかったんですね。ですから、この行政評価というのも県のように複雑な施策体系があって、そして対

象者も多いということであると、この評価の指標をつかって、そして効果というのは測れますけれども、我々基礎自治体、特に町村では評価しなくても、町民が直接評価してくれるというのがあるのではないかなというふうに思っております。

ですから、投資する労力と出てくる成果というのはなかなかいろんな角度から測れないと。だから市町村はそれ以降、ブームが去ってからは、評価というのは余り聞かなくなったのではないかなというふうに思っております。

一番行政評価に向くのは、事業評価に向くのは、ごみの問題とかああいう事業系ですね。下水道とか水道と。これは事業経営ですから効率というのはなじむんですけれども、福祉とか子育て、こちらの方にはサービスのときに効率的なサービスはしますよ。ですけれども効率化一遍では図れないウエートが、私は基礎自治体にますます多くなっていくというふうに思っております。ですから、試行はしてみましたものの、これを導入するメリットはないとは言いません。ですけれども労力をかける割には、ほかにやらなければならない仕事があると。やはりこの評価については直接議会とか、直接町民から受けた方が私はいいのではないかなということで、一応試行でやってみました。ですけれどもやった以上の余り成果というのが基礎自治体である我々には向かないのかなと。申しましたとおりに、事業体系が短絡、簡単であると。要するに道路をつくるか、施設をつくるか。あとは国の制度にのっかって医療費を小学校まで高めるとかね。あとはひとり暮らしのお年寄りに対してサービスを提供すると、そういう仕事が多いものですから、これを一々数字を挙げてどうのうこうのという、アウトプット、量は図れますけれどもアウトカム、成果というのはなかなかこの評価が難しい。やはりそれは町民が選挙を通じて評価するのではないかなというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） そういうことでしょうか、ということはこの辺でやめておきますけれども。やはり確かに何ていうんですか、単純なものではないということでは、片方ではいいんですけれども片方ではこれに向かないというのが確かにあります。ただ、これで実績を上げているところがあるということで、私はちょっとこだわりたいなというふうに思いますので、その辺はお聞きいただきます。

町の長期総合計画の後期基本計画に、人と地域の活力都市の第2章4節に効率的な行財政運営と地方分権ということで、民間の経験やノウハウを取り入れた効果的な行政運営に努めるため、各種手法による民間との連携や業務委託を推進するというふうに書いてあります。この5年間でどれだけ民間との連携とか、それから民間の経験を取り入れたというふうなことで、推

進されてきたというふうに思っているかをお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 企画財政課。

○企画財政課長（水戸敏見君） 基本計画の表現どおりにはなかなか進まなかったというのが正直なところなんです。さまざまな国の施策の中でも、例えば指定管理者制度とかですね。そういう民間に近づく制度が出てきている。そういうものについては、当然町の方としてもできるものという形の判断をしながら、民間的手法は取り入れてきたつもりです。ただ現在、経営手法とか何とかについては、まだこれまでの実績があるかと言われると、まだそこまでいっていません。今、地域活性化研究会とか始まっておりますので、今からの取り組みとしてご理解していただきたいと思います。決して捨てているわけではありません。

○議長（我妻弘国君） 水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 多分そうだと思いますというのは、これは全般、一般論というふうにとらえてもらいたいのですが、いわゆる市役所でも町役場でも県庁でもそうですけれども、一口にどこかの町では町長さん、どこかの町というよりも県内の町ですけれども、民間経営感覚を取り入れた行政をやりますと言って当選された首長さんもいて、果たしてそれでどれだけできたのかなというのがあるんですが。というのは、いわゆる職員の方が、それは中には民間企業から役場に入りましたという人もいますみたいですが、最初から要するに役場に入ったということからすると、その公務員という世界に入っていて、果たして民間経営感覚とかというのは、本当にどれだけ取り入れられるのかなというふうなものは、いつも疑問に思っているところなんです。そこで、首長さんになる方は、民間企業なり自分で会社を起こしたりしている人が立候補して、当選しましたということがありますが、職員の方は最初からもう公務員という世界に入っているということでは、果たしてどれだけこの民間感覚というのが出るのかなと、出せるのかなというのは疑問に思っているところの一つなんですけれども。これ、一般論ということなので別に断る必要はないんですけども、一般論だから、そういうことからいくと、町長はその辺、職員は当然信頼してやっているわけですが、その辺についてどのように考えを持っていますか。

○議長（我妻弘国君） 町長。

○町長（滝口 茂君） やはり民間経営と簡単に言いますが、さっき言った我々役所の業務の中身が、民間経営になじむ業務となじまない業務があるということを理解しないで民間経営というふうに言っているんですね。民間経営的な感覚からすれば、費用は安く効果は高く、それで利益を上げるわけですが、なじむ分野というのがあるということです。そして、

役所というのは民間経営になじむ分野というのはだんだん少なくなってきているということをお私には思っております。その民間経営にゆだねるといのはごみの問題、水道ですね。それから、施設管理までは来ましたが、給食センターもやりましたけれどもね。これからは、役所の本来どこまでやるべきかということに係るわけですね。高浜市はどこの県だかちょっと忘れましたが、高浜市ではこの役所の交付事務、住民票とか戸籍ですね。そういう窓口サービスを民間にゆだねるとい自治体もございます。それから、産業政策、これは役所がやれないから民間の方々に産業政策を委託するという動きもあります。ただこれは少ないと。ですから、これからはすべて民間的発想と言えない部分がありますので、役所がどこまでやるべきなのかということはお問われると思います。そこをやらないと単に民間経営が素晴らしいと言ったって、最大の民間企業がつぶれているわけですからね。GMにしてもクライスラーにしてもリーマンブラザーズにしてもね。最大のマネーゲームの頂点にいったところがつぶれるわけですから。時代時代の流れによって、民間経営がいいときもあるし、役所の本来の姿を流行に乗らないで、地道に町民のためにやっていると。それが役所の仕事ではないかなというふうに思っております。ですから、民間経営といっても収入は限られているんですね、役所の場合は。税金をみずからふやすなんていうことはできませんので、できるとすればふるさと納税で稼ぐしかないんですけれどもね。ですから民間民間と言いながらも自分で収入を稼げない以上、それは町民とか企業が稼ぐわけですから、なかなかすべて民間経営が素晴らしいというのは、行政には当てはまる部分はありますけれども、すべてではないということです。

○議長（我妻弘国君） 水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 今度新しく長期総合計画、きのう大坂議員の答弁にもありましたけれども、この1年半の間でつくるといことで、前は17年ですか、22年までですから。17年にもその計画をつくるときに、アンケートをとっていますよね、住民に。住民ニーズの把握というか、いわゆる顧客満足度も含めたところでのアンケートということだと。それで、さっきの答弁で、たしか今度もアンケートをとりますと。今度とるのはそれはいいんですけれども、5年前の何が不満で何に期待しているかということ、アンケートをとっています。何グラフというんですかね。四つに分けて左側のいわゆる満足しているとか何とかというふうなものがありますよね。長期総合計画にありますけれども。あのアンケートをもとにこの5年間ですね、後期だけでいくと。どれだけの改善された部分があるというふうな。まだ途中なので、前期5年分でもいいですけども、今の段階の評価ということになると、あのアンケートをもとにしてどれだけの改善がなされたかというのを、答え、できますかね。

○議長（我妻弘国君） 企画財政課。

○企画財政課長（水戸敏見君） 当然そのアンケートの結果そのものが、施策に直接結びつくというふうなものではないというふうには考えていただきたいんですが、ただアンケートというのは、いわゆる住民が大きく教育に目を向けているか、それとも環境みたいなものに目を向けているか、まだまだ基盤整備だよというふうに目を向けているか。総合計画はどちらかというところと正直言いますと、均衡ある計画といいますか総花的につくらざるを得ない。ただ、その中から施策事業として打ち出していくのは、当然実施計画なりの本当の予算を伴う事業になってくるかと思えます。そういう意味では、まだかなりの点で基盤整備面を求める声も強いというようなこともあって、下水道を含めてこれまでは、まずは基盤整備という面を進めてきたのかなというふうに思っています。もっと財政が豊かであれば、あちらこちらに財源を振り分けることもあるんですが、安全・安心という部分から取り組んできたんだろうなというふうには思います。

アンケートについて、次期の計画についてもとりませんが、やはりアンケートの内容は議会の方にもお話ししますが、それと町長の方針もありますし、施策の取り入れるものについては声と政治と両方でやはりやっていかななくてはならないんだろうなと思えます。アンケートそのものの進捗度という考え方はとっておりません。

○議長（我妻弘国君） 水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） そういうことになると、では何のためにとっているんだと。見方を変えるとそういうふうになると思うんですね。余り反映させていないといったような感じに今受け取りましたので。それをわざわざいっては何ですけれども、いわゆる総合計画の中にもこういうことが結果として、アンケートの結果として出ましたというふうに載っているんですね。それで結果的にそれは余りということになると、では何のために3ページか4ページに、印刷して金をかけて印刷費までその分も含むのかなと。微々たるものでしょうけれども。ですから、私はそのアンケートをとったらとったなりに、いわゆる総花的になるというのが行政が陥りやすいということでもあるし、やらなくてもいけないということでもあると思うんですけども、結局それはばらまきだというふうに今度批判されるということも当然あるわけですけどもね。集中と選択ということで町長も言っていますけれども、そういう面からいくとやはりアンケートをとったらとったなりに、それを今後10年に、さっきも町長、前の答弁でも言っていましたけれども、10年後予測するのは難しい。当然そうですよ。今3年後だって予測できない時代ですから。そういった意味からしても、やはり金をかけてアンケートをとっ

たらそれを生かす工夫をしていただきたいと思います、町長どうですか。

○議長（我妻弘国君） 町長。

○町長（滝口 茂君） アンケートで住民の今要望することは何ですかと聞くと、医療の充実、福祉の充実。言葉の中に全部集約されているんですね。その時医療の充実ということを町だけでやれないんですね。国の制度の仕組み、17年度から後期高齢者医療制度というのが、いいか悪いか別として、自治体に関係なくつくられていますよね。障害者自立支援法も同じです。ですから、役場のやる医療福祉という施策も、やれる分野とやれない分野があるということです。この子育ての関係であれば、議会のご指摘もありまして段階的に乳幼児医療費を引き上げてくるというようなこともやっております。来年度までというような、ことしは2年前倒しして今年度中に就学前までやるということ。これも町がやってきた政策でございます。子育て支援でやれるものというのは船岡保育所の建て替えとか延長保育とか、一時保育、特定保育、こういうものをやってきましたし、医療関係であれば一応中核病院も設置できたということになりますので、アンケートに示された住民の要望というのは、やはり役割分担でやらなければならない。地方自治体でやれるところは、これまで17年度から予算を投入してきた分やってきました。これは一番わかりやすい指標ではないかなというふうに思っております。そういった意味で、これからの選択と集中ということであれば、今までは大きな事業で予算を食っていたと。大沼通線、新栄通線、何10億という金が。それが終わりましたので、その債務が残っています。その債務も26年度で劇的に減ります。ということであれば、25年度までは今のペースですね。今のペース、要するに財政調整基金2億5,000万取り崩しても、年度予算が組めるまでに財政構造が改善しておりますので、今町民から多分不満があると思いますが、将来はプラスアルファで行政サービスができますので、いろんなアンケートに示された項目で、町がやるべきこと、これはやれるのではないかなと。ですから、アンケートをやっていないというわけではなくて、町独自にできる分野というのは、実は限られていて、特に対人サービスについては国の制度、仕組み、これが大きく地方自治体を足かせというんじゃない、表現がちょっと思いつきませんが、縛ってしまうというんですか、左右されるというんですか。やはりこういう福祉医療関係は、国の方がきちっと基本方針を示してやってもらいたいと。お金がないお金がないと言って5兆円も地方交付税を減らしておいて、ことしになったら15兆円ありますという。こんなばかな話が、ちょっと言葉、興奮しないでと議長に言われておりますので、ここに来るとちょっと興奮してしまいますけれどもね。冷静に、そんなお金の使い方でもいいんだろうかというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 確かにね。どうしても何かやろうとすると、壁にもなるけれどもこれがまた原動力にもなるというのが国であり県であるというふうにとらえていますけれども、この辺を、今は地方分権、21世紀は地方の時代だと言われて、地方からもっと声を上げるべきだろうと。もう当然そういうふうな今時代になっていますけれどもね。町長もそういうことで国がどうだこうだということは当然わかりますが、これに向かって各近隣の首長さんたちに呼びかけて、今テレビでやっているような「どげんかせんといかん」という宮崎の知事とか、話題になっている大阪の知事とかみたいに、ああいう人たちだけが声を出せるわけではないと思いますので、いわゆる地方の町として団体を組んで、徒党を組んでと言っていいでしょうけれども、国に声を出して行ってほしいと思います。それも一つはネズミの穴でもというか、針の穴でもやがて大きくなるみたいなふうに期待していきたいと思います。

それで、この計画の中では、電子自治体の構築、簡素化、効率化を推進し、電子自治体の構築を目指すところなんですけど、本町としてはその電子自治体、どの程度進んだと考えているか。電子自治体ということになると、いうとすぐこの近く、白石ですか、電子投票というのがあるんですけど、柴田町、本町としてはこの電子自治体といったことではどの程度のレベルだというふうに今判断されますか。

○議長（我妻弘国君） 企画財政課。

○企画財政課長（水戸敏見君） 今、電子自治体その根幹にあるのは、住民が自宅なりそういう手続を、行くことなくできるというふうな行政サービスを可能にするということが根幹にあるんだと思います。そのために国も県も、いわゆる共通基盤といたしまして、どこの市町村でも参加しているような手続ができるような基盤の整備を行っています。ただ、一つ進まないのは、実はモデル事業をやったところの住民の利用度なんですね。韓国みたいにIT、ICTにすごい利用度が高いかというのと、電子自治体が成功しているのは電子入札ではないでしょうか。これは一般住民ではなくていわゆる事業所さんが参加するという形。一般の住民がやるためにはどうしても自分である程度の機器なりシステムを持たなくてはいけないわけですね。個人認証みたいな登録も必要になってきますし。どうもそこまでの需要がまだ掘り起こされていない。電子自治体のサービス一つ一つが、実は一つサービスを起こすたびに自治体の負担が1,000万、2,000万というのが現実です。安くなったとはいえ。基盤は国なり県で提供しますから自治体が参加してくださいと。では、何ぼかかるんですかという一つの何かサービスをやるんだら1,000万ですよ、2,000万ですよ。その段階ではまだまだ踏み込めない。ただ、電子自治

体とは別にして、行政を管理する電子的なコンピューターシステムの業務管理については仙南でもトップクラスにいるかとは思いますが、ただ、対住民の国が言おうとしているものについてはまだもう少し動向を見ないと、お金をそこにかけるわけにはいかないなというふうに感じています。

○議長（我妻弘国君） 水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 簡単にパソコンを、もう、だれでも今使っているでしょうというふうには思っているものですから、電子自治体といってもこれもまた何にそれをもっていくかというやり方もあるだろうし、必ずしも電子自治体がすばらしいドリームワールドみたいなことではないんだというふうに思っていますが、総合計画にも書いてありましたので、いわゆる10年間のうちの前期後期中でどの程度したというふうに判断されているのかということで、今お聞きしました。

今後の町政運営という意味ではちょっと聞きたいのが、私はどうしてもこれを聞きたいというふうに思っているんですが、いわゆる農業政策ですね。先ほども、きのうも答弁にありますが、国任せというよりも、国がもう動いたらそちらに動くしかないといったことでは、確かにそういう状態にあると思うんですね。ただ、今この議会の中の答弁でも、生産集落営農ということで、下名生というふうに出てきました。実際の話が下名生の集落営農組織ということでは、年齢的にももうかなり高い。これを今後どうするのかというのがやはり一つ必ず出てくるわけで、この仕組みです。それは法人化されて米がとれようがとれまいが税金は払わなくてはいけないという組織を目指す。いわゆる法人化ですからそういうことになっているんですけども、この辺のいわゆる育成ということでは、町としてどのように集落営農というものに対して、今現在ある営農組織というものに対して、どのように考えていますか。

○議長（我妻弘国君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 営農組織というのは、今現在、下名生の生産組合ですかね、一つしかございません。24の集落、連合会長がいるという地区が24地区あるわけですけども、その中にミニライスセンターですか。水田農業のためのコンバインなり等で組織しているライスセンターが14カ所あります。今、議員さんおっしゃるようにどこのミニライスセンターも高齢化ということで、先ほど高橋議員からもいろいろありましたけれども、その担い手をどうするかということが非常に大きな問題だというふうにはとらえております。

農業につきましては、生産するという産業という側面と、それだけでは農業は持続可能ではないというふうに思っております、まさしく議員おっしゃるよう集落づくりですね。そこ

に暮らしている集落はどうするかということとあわせて、やはり農業という産業と一緒にとらえていかないと、特に柴田町の場合は認定農業者41名、そのうち20代が1名という現況ですから、簡単に担い手確保をどうするかというのは非常に困難だというふうに思っております。そういう意味では24集落あるうち、例えば船岡地区のように農地を持って水田とかやっているわけですが、船岡地区のようにある意味農地を所有しているという財産という考え方の地区と、槻木の在のように、ある程度財産ではなくてそこで暮らしていても協働しながらそこで暮らすという地区に分かれるかと思えます。そういう意味で、地域産業振興課、それからJA等ですね。農業関係機関とあわせて、やはり集落づくりとあわせて集落営農を本気になって取り組まないと、集落自体が崩壊していくということでは思っております。ただ、単純に担い手をこうすれば確保できるというような方策を、まだこちらもち合わせていないというのが現実でございます。

○議長（我妻弘国君） 水戸義裕君。ちょっとずれました。訂正してください。

○9番（水戸義裕君） いわゆる住民サービスということの広い意味でとらえて、いわゆる農業をやっている人たちへの行政サービスという観点から、ちょっと無理がありますけれどもそういった考え方も必要かなと。そういう意味ではちょっとこれは、地域デビューの日というものがありますけれども、私は考えたんですけれども、いわゆる地域農業デビューの日というものも、会社を定年になった人からそういう方法も一つにはいいのかなと。ぜひこれはちょっと考えてみてください。地域に出るだけではなくて田んぼに出るということでもね。地域デビューでなくて農業デビューの日という。これからどうしたって定年になった人に頼るという状況しかないと思うんです。農業からいけばですね。その辺、ぜひこれグッドアイデアかどうかわかりませんが、こういうデビューもちょっと考えてみてくださいということで。

それでは、当然これから町政運営はとまるわけありませんので、そういった中で災害があったときの対策というのは当然あるわけです。以前も課長にお聞きしました。いわゆるBCPの事業継続計画。あれなんです、今回もまたそれをお聞きしようかと思うんですが。私が聞きたいのは、いかに被害を少なくして、被害の遭ったところをいかに早く回復させて、事業をやるかというのがこれなんですよね。ということは、行政としてサービスはとめられないものだと思うんです。災害があったときでも。そういったときに、いかにこのサービスを継続的に、そして早く復帰させるかという意味では、庁舎内の基本となるこの庁舎内のそういう継続計画ということは、おとしだったですかね、たしか質問したのは。そういう意味では町、庁舎内の計画というのはありますよね。あるときに聞きました。そういう意味では今後そういうこ

とを考えるつもりはあるかどうか。

○議長（我妻弘国君） 水戸さん。この水戸義裕議員の質問は、総合的な政策についてなんです。個々についてのことを言われると、ちょっとだめではないんでしょうけれども、例えばこちらの危機管理監でも何でも答えることはできますけれども、これサービスになってしまいますよね。本旨のきちとした総合的な政策に関してというふうにとらえております。その方に質問を戻してください。

○9番（水戸義裕君） 職員の政策能力向上ということで、これどうなんでしょう。たしか、みずから申し出て研修に行くときの休暇ですか、あれが去年だったですかね、なりましたけれども、さっき町長も20人の職員をということになりましたけれども、当然これも今後とも進めていかななくてはならないということでは、この辺の研修、それと職員の研修ということでは、その政策能力というのか、それから一つには今度お客さんということで町民を考えると、いわゆる接客みたいな、そういったことも含めてこの辺の育成ということでは長期的な考えというのは、ありますか。

○議長（我妻弘国君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 職員の人材育成の観点からのご質問でございます。

先ほど、町長も答弁いたしましたとおり、町長が就任以来、やはり接遇から始まってやはり形から、形だけでは中はわからないという人もいますけれども、やはり形から入っていくのが、服装から始まり、あとは朝のあいさつから、そういった基本的なことから1年目からずっと始まってきております。今やっと、判断するのは町民の方、議員さんが判断されるというふうに思いますが、職員の中ではその点の受け答えから始まり、朝のあいさつから始まり、当初よりもよくなってきたというふうには考えております。

また、職員の能力の開発の研修につきましては、個々にまず基本的なものがございまして、新しく職員採用された職員につきましては、新規採用職員の研修というのがありまして、それから5年とか10年たった場合についての一般職員の研修が、通常のものがあります。それから監督者なり班長なり私どもなりが行く監督者研修、管理者研修というものが、これが階層別研修ということで、基本的な研修がございまして、これにつきましても、おのおの市町村の当初の考え方で何に派遣しますよということですが、柴田町につきましては36名を毎年、30名から40名の職員を派遣してございまして。

そのほかに、今議員おっしゃるように政策の形成なり民法から始まり条例作成、いろいろな特別な研修がございまして。特に地域協働によるまちづくりというのがさわがれていまして、ど

ういった形で町民と協働していけばいいのかと。協働のあり方なりとかの研修を特別研修というような形で、これは20名から30名ほど毎年、別に派遣してございます。いずれも自治研修所での研修というふうな形になってございます。

それから、柴田町としては特別に特別研修ということで、先ほどお話ししました町長からの新年度の目標として、今回は、予算の関係もございまして、マイクロバス1台で隣接で日帰りできる町村ということで、総務課の方で選べということでございました。たまたま岩手県北上市につきましてはことし30周年、姉妹都市締結してからですね。そういった記念事業も控えておりますが、そういった関係で私行ってきまして、かなり今、水戸議員からお話にありますように、行政評価なりそういったことも経験もしていますし、それから地域自治的なものも先進的なこともございまして、この辺に行ってきたというふうに思っております。そういった研修。

それから、特に総務課ではなかなか関係各課の専門的な研修なり、それから先進的な事例なりは把握していないところもございまして、それにつきましては、各課で取りまとめて要望を1回出してくれというような話をしてございます。今、出してもらっている最中でございまして近々に取りまとめ、全部は行けないとは思いますが、予算の範囲の中で対応していきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（我妻弘国君） 水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） わかりました。よろしくお願ひしますということは、私から言う必要はないことで、できるだけ、よその飯を食ってくるということをしていただいて、それをこの町に生かしていただきたいというふうに思ひます。そういう意味から、行政評価ということではPDCAという、いわゆる今まではどちらかという企画実施といった形の行政運営だったと思うんです。今後は、企画、これはプランですね。Pです。それから実施D。それからこれを評価するチェックC、そしてそれに対する見直しなどを含めた政策を取り入れる、プラン、ドゥ、チェック、アクションということが、これは行政評価というよりも、今はこの町の運営を運営から経営に変えるということでは、こういう取り組みをしていかないと、住民満足度も得られないということでは、今後の町の運営というよりも、私は経営というふうには呼びたいんですが、この辺のことを今後どのように取り入れられる部分があるというか、つもりかということをお聞ひしたいと思ひます。

○議長（我妻弘国君） 町長。

○町長（滝口 茂君） PDCAですか。プラン、ドゥ、チェック、アクション。この感覚を職

員の方々にもってもらおうと、これは大変重要なことではないかなというふうに思っております。そうした中で、このプラン、ドウ、チェック、アクションなんですが、今見ているとなかなかこの縦割りから抜け出せないというふうなものがございます。私は、今回の議会の質問に対しても、これは質問を各課に割り当てているんですが、そうではなくて自分とニアミスするところまでお互いに情報を共有しようということで、直接自分が回答する分野でなくても関係する課には一緒に聞いて、議員さんに対応しようという動きをして、なるべく縦割りをなくすという方法の一つ掲げております。それから、プラン、ドウ、チェック、アクションをするためには政策力というのを、プランですね、これが今までは国に従ってやってきました。ですけれども、もちろん国に従ってやらなければならないんですが、やはり独自の政策を打ち出すためには、自分で考えていてもなかなかこれは難しいということで、人が減る時代でございますので、一人一人のレベルアップをしないと職務が大変になるということなので、ことしは特に現地から、先ほど申しましたけれども、先進地からまねると。学ぶでなくて、まねると。とにかくまねしてみようということなんですね。これが柴田町に合うかどうかわかりませんが、一たんはまねをして、ドウですね。そしてチェックをして見直すときには見直していこうと。アクションですね。そういうことをやっていこうと。

もう一つは、この政策力をつけるには、やはり外部の人とのネットワークを持っていないと、なかなか政策力はできないよと職員は言っております。毎日柴田町の中で、特に幹部職員にお願いしているんですが、人とつながらない限り情報も入ってこないし、不安なんですね。政策を打つときに。ではだれにこれをやらしてもらおうかということになりますので、やはりまず幹部職員から、私もそうなんですけれども、いろんな人と人的ネットワークを広げると。これが政策力を高める一つのことではないかなというふうに思います。

ですから、議員おっしゃったようにプラン、ドウ、チェック、アクション、自分たちのやった政策が町民にどのように受け入れられているのか。それから町民が提案するプランに対し、我々は本当にこたえているのかと。これを意識を持つということであれば、やはり行政はもっともっと私はほかの自治体より進んでいると思っていますけれども、それ以上にレベルアップできるのではないかなと思います。ですから行政評価という仕組み、これは導入すればいいんですけれども、その効果を考えるとやはりプラン、ドウ、チェック、アクションの中で余り事務的なものをプラスしないで、その中で政策評価を町民にしてもらおうと。町民にどんどん、「この政策はちょっとおかしいんじゃないの」と、「もっとこういうやり方があるよ」と入れていった方が、柴田町にあった行政評価になるのではないかなと。人の自治体のまねをしても

なかなか、まず、まねることから始めるとは言っているんですがね。まねた結果、余り、努力した割にはちょっと定着しない面もありますので、やはりこのプラン、ドウ、チェック、アクションのCは町民にやってもらうような工夫、これも今後考えていきたいなというふうに思っております。それが行政評価の一部をなすのではないかなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） わかりました。その中で、いわゆる競争の原理というものも一つ働かせていただいて、縦割りでうちの課はうちの課だけでいいということではなくて、当然、例えば、教育総務課、生涯学習課とかね。それから子育て、子ども家庭課とかそういうところのお互いの競争原理を働かせていただくようなことをこれからやっていただいて、それがやがて政策力、政策能力の向上につながるというふうなこともしていただきたいということで、私の質問を終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて9番水戸義裕君の一般質問を終結いたします。

これより休憩します。

再開は14時15分です。

午後2時00分 休 憩

午後2時14分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番広沢 真君、直ちに質問席において質問してください。

〔7番 広沢 真君 登壇〕

○7番（広沢 真君） 7番広沢 真です。

大綱1問、伺いたいと思います。

介護保険事業計画の改定、認定基準の見直しでどのような変化があったか。

介護保険は、ことしで制度創設10年を迎えました。しかし、介護の現場は深刻な人材不足で事業所の閉鎖や特養ホームの開設延期などもめずらしくなく、一方で保険料だけ取り立てて介護なしという現状があり、家族介護の負担が非常に重くなっています。また、雇用危機の中で、介護分野は新しい雇用創出の場として注目されていますが、その期待にこたえるには深刻な介護現場の危機打開が先という声が広がっています。

ことしは、第4期介護保険事業計画の改定の時期になり、保険料、介護報酬の見直しもあり

ましたが、町内でどのような状況になっているのかが気がかりであります。さらに、4月から要介護認定の基準が変わり、要介護度が下がることが懸念されています。

本町では介護保険料改定に当たっては、据え置きで済みましたが、要支援に判定される人がふえて介護の給付が減ったことよっての部分も大きく、問題は単純ではないと考えます。今回の場合、保険料の減免や軽減に一般財源を投入してはいけないとした国自体、これちょっと言葉が足りなかったので補足をさせてください、国自体が介護報酬を3%引き上げるに当たって、それに伴う保険料の値上げを抑えるため1,154億円の基金をつくり、介護保険の会計に繰り入れることを決めるなど、従来の枠組みが破たんしているともいえます。

町内の利用者、事業者、介護従事者の現状が、今回の改定でどのように変化をしているのかを伺いたいと思います。

1、要介護認定の基準の変更によって、要介護度が軽くなった人はいるのか。

2、介護報酬3%増額で、事業者の経営に変化があったのか。

3問目、中身がちょっと間違っていましたので、訂正させてください。3月末で住民税の定額減税廃止ではなく、老年者控除の廃止や公的年金等控除の縮小による住民税の増税による変緩和措置が終わったが、その後の制度変更でどのように変わったか。

以上、伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 広沢 真議員、3問ございました。

まず、1点目でございます。

介護認定の基準変更によって、要介護度が軽くなった人はいるかということでございます。

認定方法により5月末までに審査、判定した件数は93件で、内訳としては新規認定22件、区分変更5件、継続認定66件となりました。継続認定者のうち認定が下がった人11人、上がった人13人、同じだった人が42人という結果になりました。

さて、議員ご承知のとおり、厚生労働省は「今年度見直された要介護認定が軽度に判定されるのではないか」の声を受け、4月13日に要介護認定見直しに係る検証・検討会を設置し、新要介護認定の検証に入っております。それを受けて各自治体では、新要介護認定の検証が終了するまでは以前の判定より介護度が軽くなった場合は、申請者の希望により検証期間内は以前の要介護度にするという経過措置で対応しています。そこで、認定が下がった11人のうち8人は経過措置を希望したので、以前の介護度で認定を行いましたが、残り3人は経過措置を希望

しないために、介護度を下げた認定となりました。また、認定が上がった人も13人おり、そのうち経過措置を7人が希望しましたので、これは以前の介護度で認定を行っております。

介護報酬3%増額で、事業者の経営に変化があったかということでございますが、介護報酬は、原則3年に一度改正されます。介護制度発足後、2003年マイナス2.3%、2006年マイナス2.4%と、過去2回の改定はマイナス改定でした。このため、介護保険事業は職員には十分な給与を払えず、低賃金や重労働などを理由に人手不足が生じました。そのような背景の中で今回3%アップをしても、過去のマイナスを埋めることはできません。町内にある事業者の多くは、これまでのマイナス改定により経営状態が悪化しており、今回の3%改定分はこれまでの事業の補てんに充てられる可能性が大であり、引き上げ分が職員の給与に転嫁されるということは聞こえてきません。なお、厚生労働省は4月20日に、社会保障審議会介護給付費分科会のもとに調査実施委員会を設置し、介護報酬3%改定が賃金の向上や介護従事者の処遇改善を検証し、調査結果を分科会に報告すると決めております。

3点目につきましては、若干修正がございましたので、この回答が適正かどうかちょっと休憩をさせていただきたいと思います。

内容は広沢議員の内容と同じで、表現がちょっと違っておりますが、答えは同じなようで回答させていただきます。

21年度から始まる第4期の保険料設定について、厚生労働省は報酬改定等により保険料の上昇が大きくなる場合の配慮と、税制改正以降に65歳になった被保険者との均衡に配慮して、介護保険料負担段階第4段階に新たに軽減層の設置を可能にした政令を公布いたしました。

そこで本町は、新たに保険料の基準額である第4段階に公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万以下の者を対象とする軽減層、特例第4段階を設け、低所得者の加重的負担とならないように所得段階を6段階から7段階へ見直しを行いました。

その結果、20年度の対象者で推計しますと、1号保険者8,162人の25%に当たる2,036人が特例第4段階に該当し、月額介護保険料は2,890円となり、基準額3,400円からひと月510円、年間では6,120円の介護保険料の軽減となります。今回の介護サービスの増加、報酬改定や軽減層の設置により、介護保険料の基準額は月額3,825円に上昇と試算していましたが、国からの特例交付金、介護従事者処遇改善臨時特例基金等基金約1,500万円と、町の介護給付費準備基金1億1,160万円を取り崩して、第3期の基準額保険料3,400円と同額水準に今後3年間据え置くことができました。

なお、介護給付費準備基金残高2億350万円の基金を取り崩すことにより、平成23年度末で

は基金残高が8,800万円となる見込みでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 本文に入る前に、最近介護にかかわって非常に気になる事件が起こっていて、その部分について私たちの身の回りでそういうことが起こっていないのかどうか、ちょっと伺っておきたいと思うんですが、実は3月に群馬県で無届けの老人を預かる施設が火災を出しまして、そこに入所されている高齢者10人が焼死されるという痛ましい事件がありました。そして、マスコミ等の報道では、東京の区役所の職員が、利用者の家族にも含めて謝罪をするという姿が大々的に報道されていました。私自身がその無届けのいわゆる老人下宿とか言われるような、そういう施設が身近にあるというふう聞いたことはないんですが、近隣、町内であるということはないと思うんですが、近隣などで実態としてそういう施設があるということであれば答弁いただきたいし、それから、もし仮に柴田町の町民でそういうところに入所されている高齢者がいるということであれば、それもまた答弁いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） お答えいたします。

事件後我々の方、介護保険班の方でもそのような事例があるかどうかということをお伺い合わせ、確認をいたしました。まず、施設については県内ではみつかりませんでした。対象者についても柴田町町民にはそういうような施設に入っていると、そういうところからの給付費請求もないというような実態は確認しております。

○議長（我妻弘国君） 広沢 真君。

○7番（広沢 真君） はい、わかりました。それであれば、ほっとしました。しかし、結果的に無届けの施設ができるような、そういう背景をやはり考えなくてはならないというふう思うんです。特に施設の介護で、居住型の特別養護老人ホームなどというのは、全国的に入所待ちをしている方が多数いるというのが実態であります。私が探した調査の中でも直近で、ことしの1月に共同通信社が行った調査の中では、全国で特養などの入所待ちが38万人に上っているという統計データが出ています。昨日の一般質問の中でも若干話題になりましたが、確認のため現状を聞いておきたいと思うんですが、柴田町で今入所待ちになっている方はどれぐらいおられるでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） 町内にあります特養ホーム常盤園の5月末現在の実績なんで

すが、報告なんです、293人の待機者がおります。そのうち柴田町在住の方は184人というふうになっております。同じ系列の桜寿苑の特養ホームについては243人ということで、この二つの施設だけで536人の待機者が、5月30日現在いるという報告は受けております。

○議長（我妻弘国君） 広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 今聞いただけでも全国の多分に漏れず、柴田町でもかなりの待機者がいると。実態として前々から聞いているとおり、重複して申し込んでいる方がいるということで、厳密な実数はもうちょっと減ると思うんですが、それでも間違いなく3けた以上はいるということで把握したいと思います。それで、やはり町内でも、柴田町だけではなく近隣市町村みんなそう、近隣の町全部そうですが、居住型の要するにそこにずっといる形で介護を受けるという施設が求められているということが、実態として明らかになっていると思います。それで一つ気になるのは、柴田町でも新たな特別養護老人ホームが計画されているということは前々から聞いておりましたが、ただ、今、全国で介護の人材難が起こって、最初のスタッフが確保できなくて、計画がとんざしているというふうな施設があるというふう聞いていますが、現状で柴田町で計画されている特別養護老人ホームは、予定どおりの開所スケジュールで進んでいるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） お答えいたします。

実は、開設に向かいました23年4月開設ということで、常盤園さんの方で建設計画を立てておるわけなんです、もう職員についてはことしから採用しまして、開設のための準備というようところで、もう人材的な教育には入っているというようなことの現況があります。

○議長（我妻弘国君） 広沢 真君。

○7番（広沢 真君） はい、わかりました。柴田町内でもう一つ特養ホームができれば、今の待機者の中でもすべて解決とまでいかないまでも、道筋が少しできるかなというふうに思っていますので、その辺は相手の事業所さんもあります、町としてもできる限りの支援をして、開設まで進めていっていただきたいというふうに思います。

それでは、質問の本旨に入ります。

最初の質問の文書の中でも述べましたが、介護保険が2000年に発足してからことし10年です。制度の発足当初から3年に1回見直しをするというスパンで事業が取り組まれております。今回は3回目の見直しの時期に当たっています。私の最初の質問の中では、特徴として事業計画、介護報酬、保険料というふうにご上げておきましたが、とらえ方として今回の第4期の見直

しの特徴という点では、担当課はどのようにとらえておられるかということ伺いたと思います。

○議長（我妻弘国君） 長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） まず、今回の4期計画に際しましては、過去3年分の平成13年から20年までの上昇率の推計、サービス料の推計、これをまず第一に行いました。今後、どのようなサービスが必要かというようなところの事業計画を、各介護サービス事業所に確認をいたしました。ちなみにグループホーム建設を希望するか、特養ホームを希望するか、増床計画をするか、このようなまず事業所へのアンケート等の確認をしております。そのような中において、当然、介護医療施設が23年になります。それをどちらの方の施設に振り分けるか。そのような作業を経まして今回、4次の計画書を策定というようなことになりました。その中において4次計画が大体できたというところにおいて、介護報酬の3%アップをください。そしてなおかつ今後軽減層を設けなさいというようなところで、今回の作業についてはかなり確定してから追加追加というような形で、時期的にはなかなか定まらなかったというような計画でもあります。ただ、現実的には3,400円の基準額で据え置きさせていただいたという状態です。

○議長（我妻弘国君） 広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 今のご答弁の中にもありました。かなり第4期の計画を策定される上でもいろんな努力をされているということがわかりますが、その中で保険料が今回据え置きになったということがあります。これは、私が議会に出て当初からずっと、使いやすい介護保険に改善してほしいということを求めてきた関係でいえば、保険料が上がらないということは非常にいいんですが、実際にその保険料が抑えられた要因として、先ほど上がらないような配慮も、もちろん財政的な配慮もありましたが、全体的でいうと別の要因があるのではないかと考えているんですが、保険料が抑えられた要因についてどのように分析されているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） まず、抑えられている要因の一つは前期、つまり第3期計画においては、介護報酬のマイナス分をまず想定しておりませんでした。そのために実際的な計画数値の給付費と実際的には差が生じております。計画値と。そういうようなところでわかりし今回は給付費が下がっていると。3期の計画よりは下がっているというようなところがありました。

○議長（我妻弘国君） 広沢 真君。

○7番（広沢 真君） そのほかに、いわゆる介護予防であるとか、要支援の項目が設けられたりであるとか、実際にはこれまで受けられていたサービスが受けられなくなった人がふえたということが前期の中であって、そしてそれによって給付が抑制されたということが一つ大きな要因としてあるのではないかなと私は考えています。実際に高齢者の数が減っているわけではなく、どの統計を見てもこれからあと20年以上は右肩上がりに65歳以上の高齢者、介護を必要とする高齢者もそれに比例してふえていくということが厚生労働省でも、それからあらゆる統計でも予想されている中で、今回も3期の計画の中では高齢者の数が減ったわけではなく、その介護報酬の減分ということはありませんでしたが、そのほかにもやはりサービスの抑制があったのではないかというふうに考えているんですが、その点についてはどのように評価されているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） 現実的には、サービスの抑制というのは、まず担当課の方としては把握しておりません。なぜならば、まず先ほど地域包括事業の中で、今回の第3期計画の中で地域包括支援センターが新たに設置されました。これによりまして予防介護ということで事前の介護になる前の予防の方に力を入れてきたということと、やはり保健班との連携によりまして、元気な老人の方たちが数多く現状維持のまま推移してきていると。こういうような現状もあるのではないかということです。

それから、当然1カ月当たりの支給限度額というんですか。ご本人たちの支払いする限度額等があります。それらを見て実際的には介護のプランニングをされるわけなんですけど、そういうようなところにおいてもやはり、今まさにそれでは足りないというようなところで、自己負担されている方なんかも数多くおりますので、今のところ抑制されているというような認識は持っておりません。

○議長（我妻弘国君） 広沢 真君。

○7番（広沢 真君） その点では実際に表に出てこない部分で、みずから例えば自己負担分の利用料が払えなくて、そもそも最初からあきらめている人なんていうのは統計に出てこないと思うので、そういう部分のやはり把握というのは今後必要かなと。やはり今の経済状況などを考えてみましても、家族が負担をしている場合でも、負担をこれ以上できなくなるということも含めて考えなくてはならないと思うので、その辺をやはり今後の介護事業計画進行の中で考えていただけないかなというふうに思っています。

それから、先ほど今後3年間据え置きというお話が、最初の町長の答弁でありましたが、今

回の場合、国の経過措置で、介護報酬の値上げに伴う保険料の値上げに連動しないような繰り入れの問題というのはあくまでも経過措置で、ことしについては全額を、先ほどの私の最初の質問で上げた基金から補てんすると。それから、22年には半額でしたかね。というふうに、少しずつ経過措置がなくなっていくわけですが、そのあたりの財源保障をどのように考えておられるかと。自治体によっては、ことしは抑えて来年から半額上げて、再来年はもうなしと考えている自治体もおられるようなので、柴田町としてはどのように考えておられるか。

○議長（我妻弘国君） 長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） 先ほどもお答えしましたように、今後3年間は3年間の推移を見てこの基準額を決めておりますので、まず耐え得る体力は柴田町にはあるというふうに理解しております。

○議長（我妻弘国君） 広沢 真君。

○7番（広沢 真君） わかりました。その答弁を聞いて安心しました。とりあえず、先ほどの特4段階と、それから今後保険料を上げないということで努力をされているということ、大いに評価したいというふうに思います。

それから、先ほどのご答弁の中にもありました今回の見直しの大きな部分のもう一つで、介護報酬の3%の増額ということがありましたが、実際に介護労働者の待遇条件の改善にはつながっていないというような分析をされているようであります。最初の町長の答弁にもありましたとおり、全2回の報酬の改定がマイナスで、合計で4.7%のマイナスになっていますので、今回の3%、その回復にもなっていないと。焼け石に水のような感はぬぐえないわけであります。しかもさらに、この介護報酬の増額とはいっていますが、そもそもの介護報酬の底上げということではなく、一定状況を設けた加算としているというのは非常に問題だと思うんです。その一定の条件というのはどういう条件を付されているのか、ちょっと説明願いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） 加算項目については、いろいろ項目があります。特に、身近なところの説明を1点だけさせていただきたいと思います。

まず、共通見直しということで訪問介護につきましては、まず3年以上勤務実績のある者が30%、その施設にいれば加算できますよというような加点が1点です。それからあと、介護老人福祉施設等については介護福祉士の配置が50%以上、そして3年以上の勤務者が30%いる施設であれば、1人当たり1日当たり何点加点しますとこういうような基準が今回あります。そ

れと、新たに加えられたものについては、新規認定された方がケアマネということでプランをつくりに行きます。そうすると初点加点ということで、前回まではなかったんですが、今回加算点が含まれました。1カ月200円というようなことの点数加算がなされました。ですから、この辺がかなり加点としては大きいところなのかなと。それと我々の方にありますグループホーム、老人ホームですね、そういうようなところの深夜勤務。今ほとんど1名体制、2名体制なんですが、それに対して1名以上配置すれば加点しますと、そういうような割り増し加点等が主な町内で使われる加点なのかなというようにところで認識はしていました。

○議長（我妻弘国君） 広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 今回のその増額、いわゆる加算ですが、今上げられたような状況を満たす事業所というのがどれぐらいあるのかというのは、非常に問題があると思うんです。厚生労働省の推計でも六、七割ではないかということが言われておりますが、町内での事業所で大体どれぐらいの事業所が当てはまるんでしょう。

○議長（我妻弘国君） 長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） 実は、先月このためにいろいろと施設訪問をさせていただきました。なかなか、まず3年未満の方たちがかなり多い施設が、中小というんですか、小さい事業所は多かったです。それとあと介護福祉士、ケアマネジャー等の配置についても、なかなか人数的な制限もあると。今後、ことしからある程度そういうような条件が加味されるものですから、人間的に職員を大切にしたいというようにところで、そういうような人たちをまず優先的に教育していきたいというようにことは言っておりました。

柴田町の町内においては先ほど言いましたように、中小というんですか小規模の介護サービス事業所においては、ほとんど要件を満たしているところはないというようにところで、介護老人施設ですね。あと保健施設、こういうところはある程度条件は満たしていたというように実態は聞きました。

○議長（我妻弘国君） 広沢 真君。

○7番（広沢 真君） まさに今のご答弁にあった中小、一定規模以下の事業所については、何らの助けにもなっていないというのが実態で、ただ町内の介護の実態から考えると、そういう中小の規模の事業所の担っている受け皿的な役割というのは非常に大きいわけで、そこがやはりその経営的にも成り立っていく。あるいは先ほど来言われております3年未満の職員が非常に多いというのも、定着しないということからの反映だと思うんです。やはり労働条件が根本的に解決しない限り定着をせず、しかもいつも入れかわっていると。入れかわって次の人が来

ればいいけれども、次の人も来ない場合もあるということが非常に今問題であります。やはり政府というか、国が安易に言っている介護で、新たな雇用が生み出せるのではないかというのは実態にかなりかけ離れた議論で、現場で「介護現場をなめるなよ」というような声が上がっているのは本当に当然だなというふうに思っています。

関連なんですけど、実は前任の担当がおられたときに、いわゆる介護事業者の中で全国展開をされている町内の事業所で、労務管理やそれから労働条件の問題点が指摘されて、監査調査が入ったという事例がありましたが、その後一定のその施設の中で改善が見られているかどうか、追加的に何か情報があれば教えていただきたいんですが。

○議長（我妻弘国君） 長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） 情報的にはちょっと承知していない部分で申しわけありません。

○議長（我妻弘国君） 広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 前任の担当がおられますので、ぜひ後で聞いてほしいんですが、要するに全国展開の中で、介護労働者の労働条件が非常に劣悪で、職員の方の努力でそれが実際の利用者さんに影響が及ぼさないように努力はされていたようですけども、ただ管理職の部分も含めて労働組合を結成して、事業者のいわゆる形態と争うというような事態が起こっていたということがありまして、そういう状況が町内にも事業所があったものですから、調査をされたということがありました。それについては、今後の推移をぜひ見守ってほしいし、町内では大きな受け皿になっている施設ですので、調べておいていただきたいなというふうに思います。

次に移りますが、今度の見直しの中で、私は一番影響が大きいのは、要介護認定の問題ではないかなというふうに思っています。

要介護認定ですが、最初の質問で、介護認定が下がる。軽くなるというようなことが予想されています。これは、その後の話で実際に制度を出している国の方がみずから事前に調査を始めて、最初から見直しなんて言っているのは、もう最初に制度設計がおかしいのではないかなというようなこともあるんですが、実際聞いてみると14項目の削減、特記事項の削減、そして新たに6項目が追加ということで、介護認定基準の検査項目が削減、追加があったということなんですが、これについて主にどんなものが削減されたかということを知りたいと思うんですが。

○議長（我妻弘国君） 長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） 今回削減されたというものについては、医師意見書、つまり

お医者さんの判断と重複するような調査票があったというような部分での削減というようなところで承知しておりました。それで項目的には、ちょっと資料をきょう持ち合わせていなかったんです。後で調べて報告したいと思います。

○議長（我妻弘国君） 広沢 真君。

○7番（広沢 真君） その中で私非常に、今度の要介護認定の中身が非常に問題だなというふうに思っているところがあります。一つは、実際、前の議会でも紹介した記憶があるんですが、例えば寝たきりになっている介護を受けている利用者さんが、例えばこれまで車いすを利用して移動することがあったけれども、より動けなくなって車いすの利用がなくなったと。寝たきりになったという、介助が必要なくなったということで介助なしというような判定にされるということが、中身に含まれていると聞いています。あと、私これ要介護認定の調査員のテキストの写しを今持っているんですが、頭髪の問題が書いてありまして、頭髪がない場合、あるいは短髪で整髪のない場合には介助自体が発生していないため、整髪ができるかどうかの能力があるかどうかにかかわらず、介助なしを選択すると。これまでは、実際にその人が整髪をする能力を自分で持っているかどうかということを実際の基準にされていたのが、必要がないということになって、介助なしということによってこれもまた判定の基準というか、要介護度を下げることに繋がっているというようなことになっていたり、それから食べ物を口にすることができずに高カロリーの点滴を受けている人の場合、食事の介助が必要ないと。だから、自立しているというふうに見られるんだそうです。皆さん、ため息聞こえましたけれども、これが今、要介護認定の中に新たに反映されつつある、より介護度を低く見積もる、そういう国の方針で出されてきているものであります。この部分が非常に今回懸念されているわけでありませう。

今、特に利用者のところでは、これまで例えば週3回デイサービスを利用していた人が2回になる。あるいは利用時間が短くなる。それから、自宅にホームヘルパーさんを頼んでいる人の回数が減るというようなことが、当然その要介護度が下がれば予想されるんですが、やはり今介護を抱えている実際の利用者さんもQOL、クオリティーオブライフの問題と、生活の質の問題と、それから実際に介護されている家族の方の負担が、今後非常に重くなるということが予想されます。柴田町は残念ながら介護を理由にした痛ましい事件が数年前に起こった町でもあります。その部分の教訓も生かしながら、今回、国の政策で介護の要件が下げられようとしています。町としてやはりそこを、できる限り町民の生活を守るという観点から防波堤になっていく。そういう取り組みが今必要になっているのではないかなというふうに思っています。

す。

それで、その方策としていろいろ何かないかと考えているんですが、例えば今柴田町では介護認定の調査に行く場合に、判定の調査員のほかに例えば現場の利用している事業所の介護職員であるとか、あるいはケアマネジャーが同席するということについては考えられているでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） 現在は、事業所に行く場合は、家族もしくは事業所の介護職員の同席は義務づけております。

○議長（我妻弘国君） 広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 施設の介護の場合にはそれなんです、訪問、自宅で介護されている場合というのはどうでしょう。

○議長（我妻弘国君） 長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） 自宅での場合においても、家族もしくは介護を十分に理解されている方の立ち会いということで、認定調査員と当事者、それと見とりというんですか、つき添いの方というようなところで、必ず3人で認定調査を行っております。

○議長（我妻弘国君） 広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 全国の自治体によっては、その調査員のほかの現場の職員の立ち会いとケアマネジャーの立ち会いを認めないというふうになっているところもあるそうなので、その点については、柴田町は努力されているなというふうに思うんです。ただ、やはり今後の要介護認定の問題を考える場合に、先ほど幾つかの改定というか、私は改悪だと思っているんですが、介護認定基準が変わった中身というのは、総体的に言いますと、より利用者の認知症の度合いが反映されにくくなっていると。要するに身体の問題、それから実際に手がかかるかかからないかの問題だけにいって、例えば言ったことに対する受け答えが正しくできるかであるとか、そういう部分の利用者さんの認知症の度合いがなかなか反映されにくくなっているというふうに言わざるを得ないというふうに思うんです。その意味でも今やっておられると言いましたが、やはりご家族の評価とそれからケアマネジャー、介護従事者、実際に長い時間その利用者さんと接している方の評価を、いかにこの認定に生かすかというのが今後問われてくるというふうに思います。

その意味では、同行するというだけではなく、協議を義務づけるというかというような仕組みを町独自で考えられないかなというふうにも思っているんですが、これは今後の介護認定の

中で、法律で制限されるような問題ではないんじゃないかなと考えているんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） 義務づけるというようなことではないんですが、やはり町としては認定調査員ともどもやはり家族の方、要は介護保険料というところで、要介護度に応じて給付額が決まるとそういうようなところのもろもろのこともありますので、当然その辺は当事者だけでなく、やはり家族の方と一緒に協議しながらというんですか、お話を聞きながらやはり審査を進めていくというのが基本スタンスだと思っています。

○議長（我妻弘国君） 広沢 真君。

○7番（広沢 真君） それから介護の現場だけではなく、もう一つは主治医の意見書というのがあります。これもまたその利用者さんの実態を把握する上では、非常に重要な情報を提供するものであります。ただ、場合によっては、よく聞くのは主治医のところに意見書を求めると、なかなか帰ってこなくて、主治医さんところでとまっているために介護認定がなかなか進まないという実態もあるというふうに聞いているんですが、ただやはり主治医のドクターと、それから先ほど上がっていたケアマネジャー、介護従事者、さらに家族の意見を、医師の意見書の中にきちっと盛り込めるような、これもまた協議というか意見が反映されるような仕組みというのはいえられないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） 今現在2次判定、2次認定のときに医師の意見書というようなものが提出されております。実際的に私の方、町での1次審査、2次審査の変動率というんですか。町では介護1を認定したんだけど、認定調査員では介護度2になると、こういうような変動率もちょっと分析してみました。そこは、やはり1次と2次の変動の理由は何かなというところで見ても、医師の意見書での認知の進み方、それと調査員が把握できない部分について医師からの指示、そういうようなものを参考に改めて最終的な決定をしているというようなこともありますので、協議というんですか、この意見書の中に入れるということではなくて、やはりそれはその様式の中できちんと反映、評価をすべきものというふうに認識しております。

○議長（我妻弘国君） 広沢 真君。

○7番（広沢 真君） それから、介護認定の場に統計資料が今回から出されなくなるというふうな話も聞いているんですが、これについてやはり何というのか、全体的なかかわりで総合的

な判断をする材料が欠けるということにもなりかねないと思うんですが、そこについて今回どのようにして補っていくかということだと思わなければならないんですが、そのことについてはどのように考えられるでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） ちょっとその質問の趣旨がちょっと理解できませんでしたので、もう一度教えていただきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 認定審査会に提出されていた統計資料というのが削除されて、これもまた客観的なデータとして調査項目の削減と調査の判断基準を提供するという意味での統計資料だと私は理解しているんですが、それが削除されたことによって、コンピューターの1次判定によって軽度に判定される事例がふえるのではないかとということが懸念されているというふうに言われているんですが、そこについての考えを伺っています。

○議長（我妻弘国君） 長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） 今現在、国では1次判定、2次判定についての検証を行っております。当然そのような事例等も検証の対象になっているかと思っておりますので、それについては結果が間もなく出るかと思っておりますので、そのときに評価をしたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 広沢 真君。

○7番（広沢 真君） これまで今回の第4次介護事業計画にかかわって、新たに国が導入してきた社会保障制度にかかわる、介護保険の制度にかかわる、非常に現実とかけ離れたところでの改善とはとても言えない中身をお話というか、やりとりしてきたわけですが、やはりこの場面で求められるのは、町民、利用者の暮らしをいかに守るかという町の態度が問われるんだというふうに思うんです。私はこれまで議会のあらゆる場面で、国がいろいろやってきても町が最後の防波堤になってほしいということはずっと言ってきましたが、今回も特に影響が及ぼされるのが、最も社会的に弱い立場に置かれている方の1人である高齢者であります。高齢者のしかも要介護度が高い人にかかわって、軽度に認定されると言われている。4とか5とかに判定されている人が、軽く見られるのではないかとということが予測されています。もちろん国が見直しをするとは言っていますが、ただ、やはりそうはいったって頭に置いておかなければいけないのは、相変わらず国は毎年の予算編成で社会保障費の2,200億円を削るということをやめていません。そして、さらには、できる限り介護保険における国庫負担分を減らしたいという思いは変わっていないのであります。ここがやはり介護保険だけではなく、私がよく

取り上げる国民健康保険の問題もそうだし、後期高齢者医療制度の問題もそうですが、この問題が改善されない限り、先ほどの町長の話しではないですが、国が基本姿勢を変えない限りは大きく変えられない部分もあります。その点では実際に利用者、町民と接している現場にいる町が、この現実と逆立ちした政策をとっている国に対して、やはり介護保険の労働者の待遇改善、人材の確保、それから事業施設の経営改善のため、国の責任で介護の報酬を3%で、しかも実質余り影響のないような引き上げではなく、きちっとした底上げをする引き上げを行うこと。あるいは、介護保険の調整交付金を除いた国庫負担分を上げること。それから、社会保障費の、先ほど言いました2,200億円を毎年削るということをやめること。これをやはり事あるごとに全国津々浦々の市や町が声を上げていくことがやはり、ほかの議員の一般質問で言われていますが、やはり国を動かす力になっていくというふうに思います。その点でも、国からの政治の防波堤になるだけではなく、変える。そういう働きかけも町として行っていただきたいということを最後に述べまして、介護の問題では、今後も、私もいろいろ内容を調べながら、現地にも足を運びながら、いろいろと町とも協力し合いながら努力をしていきたいなということ表明しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（我妻弘国君） 答弁漏れですね。長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） 申しわけありません。先ほど除外された項目、お答えできませんでしたので、資料に基づきまして9項目が除外対象となっております。

まず一つは、外出して戻れない、1人で出たがる、収集癖、物や衣類を壊す、作話、感情が不安定、同じ話をする、大声を出す、落ち着きなしというようなことで、認定調査項目の項目が今回除外対象というふうになっております。その補充ということで主治医意見書に記載されている資料で判定できるという判断で除外されております。

○議長（我妻弘国君） 広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 今、聞いたとおりですね。中身は認知症をより正確に判断する内容が大きく削られているということでもあります。その意味でも、やはり認定の中できちっとした把握をする努力をしていただきたいと。それで、さっきちょっと聞き忘れたんですが、実は最近国がずっと認めてこなかった介護保険で、介護の中身で散歩の同行というのが認められるという政府見解が出されて、これまで絶対に認めないとしてきたのに何でだということ、全国の自治体でもびっくりしたという話が出ていたんですけれども。これについて、もちろんその介護を受ける方にとって、社会的に外に出ていろんな刺激を受けるということは重要なことだと思いますが、ヘルパーの方が散歩に同行することが、介護の事業として認めるのはおかしいんじ

やないかなんていうことが、現場で声が上がったりしているということも聞いているんですが、これについてどのように考えるかというのを伺っておいて、最後にしたいと思います。済みません。

○議長（我妻弘国君） 長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） 必要な場合もあるし、ない場合もあるのかなど。そういうような想定については、ちょっと私の方も勉強不足で申しわけありませんが、今後の検証をさせていただければと思っております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。

これにて7番広沢 真君の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

明日午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時06分 散 会

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年6月9日

議 長

署名議員 番

署名議員 番